

韓国における専門職市場の開放 —法律事務、会計及び税務—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 法律事務

II 会計

III 税務

おわりに

翻訳：外国法諮問士法

公認会計士法

税務士法

はじめに

韓国における専門職市場の国際的な門戸開放の大きな契機となったのは、2006年6月に交渉が開始され、2007年4月に交渉妥結した米韓との自由貿易協定⁽¹⁾（以下「米韓 FTA」という。）である。米韓 FTA は、物品貿易の自由化にとどまらず、幅広い分野を対象とする包括的な協定であり、国内の専門職市場（法律事務、

会計及び税務）の開放についても取り決められた。

米韓 FTA では専門職市場に対し、協定上の義務として「内国民待遇」（相手国のサービス供給者への、自国のサービス供給者と同等の待遇の付与）、「最恵国待遇」（相手国のサービス供給者への、第三国のサービス供給者と同等の待遇の付与）等の様々な義務が課せられている⁽²⁾。

しかし、これら協定上の義務は、例外なく適用されるわけではない。米韓 FTA はネガティブリスト方式を採用しており、ネガティブリストに記載されている除外事項については国内法の規定が優先される⁽³⁾。法律事務、会計及び税務の各専門職に対しても除外事項がネガティブリストに記載されており、各専門職の国内市場が段階的かつ限定的に開放されることが定められている⁽⁴⁾。

米韓 FTA 交渉妥結後の2007年5月に交渉が開始された EU との FTA（以下「EU・韓国 FTA」という。）においても、専門職市場が米韓 FTA と同一のプロセスで段階的に開放され

(1) 交渉妥結後、さらに2010年12月の追加交渉妥結を経て、李明博（イ・ミョンバク）大統領在任中の2012年3月15日に発効した。本稿では協定本文について、韓国産業通商資源部のサイト「한미 FTA」<http://www.fta.go.kr/korus/main/index.asp> に掲載されている韓国語版 http://www.fta.go.kr/korus/pds/kor_us_list.html 及び英語版 http://www.fta.go.kr/korus/pds/kor_us_list_en.html を参照した。以下、インターネット情報は2013年6月28日現在である。

(2) 米韓 FTA の専門職市場に関係する分野は、第11章の「投資」及び第12章の「越境サービス貿易」である。これらの分野に関する協定上の義務の概要については次の資料を参照。ジェトロ編『韓米 FTA を読む』ジェトロ、2008, pp.92-101.

(3) 専門職市場の開放に関連したネガティブリストには、①付属書 I（現状維持義務あり）と②付属書 II（現状維持義務なし）の2種類ある。付属書 I は、協定上の義務に適合しない現行の措置を列挙した目録であり、現行規制を、より自由化する方向で改正することは可能であるが、一度自由化された内容を後退させる方向で再改正することができない原則（いわゆる「ラチェット条項」）が適用される。他方、付属書 II は、将来的に規制が強化される可能性のある現行の非適合措置又は新しい制限措置が講じられる可能性のある事項（韓国が自由に規定できる事項）を列挙した目録であり、ラチェット条項は適用されない。「국경간 서비스 무역」http://www.fta.go.kr/korus/section/product.asp?country_idx=19&part=B より

(4) 法律事務、会計及び税務の各専門職の市場開放に関する除外事項は、付属書 I 及び付属書 II の双方に記載されている。

ることになった。両者とも、法律事務は3段階、会計及び税務は2段階に分けて開放される。EU・韓国 FTA は、米韓 FTA よりも早い 2011 年 7 月 1 日に暫定発効したため、各段階における開放は米韓 FTA よりも先に実施される。なお、EU・韓国 FTA はネガティブリスト方式ではなく、リストに記載された事項のみを協定上の義務として実施するポジティブリスト方式を採用している。

韓国と各国との FTA による専門職市場の開放のうち、米韓 FTA 及び EU・韓国 FTA による開放水準が同程度で最も高い。本稿ではそのうちの1つである米韓 FTA を取り上げ、韓国の専門職市場（法律事務、会計及び税務）の段階的開放の概要を紹介する。あわせて、FTA による専門職市場の開放を実施するために整備された国内法（外国法諮問士法、公認会計士法及び税務士法）の概要を紹介し、末尾に外国法諮問士法、公認会計士法及び税務士法の全訳を付す。

I 法律事務

1 段階的開放の概要

米韓 FTA のネガティブリスト（付属書Ⅱ）には、韓国の法律事務市場の開放が次の3段階で進められることや、新たに「外国法諮問士」（日本における外国法事務弁護士に相当）という資格が設けられることが記載されている。「諮問」とは、ここではコンサルティングを意味し、外国法諮問士自身がコンサルティングを行う⁽⁵⁾。協定本文の英語版においても、外国法諮問士は“foreign legal consultant”と表記されている。なお、米韓 FTA は 2012 年 3 月 15 日に発効し

たため、第1段階の開放は既に実施されている。

第1段階（発効時）

韓国は、米国の法律事務所が韓国において外国法諮問法律事務所を設立することを許可する。米国で資格を取得した弁護士が、当該資格を取得した法域の法及び国際公法（public international law）に関し、韓国において外国法諮問士として法律諮問サービスを提供することを許可する。

第2段階（発効後2年以内）

韓国は、外国法諮問法律事務所が、韓国の法律事務所と業務提携を結び、韓国の法律事務と外国の法律事務が混在した事件を共同で処理し（以下「共同事件処理」という。）、そこから得られる収益の分配を受けることを許可する。

第3段階（発効後5年以内）

韓国は、米国の法律事務所が韓国の法律事務所と合弁事業体（joint venture firm）を設立することを許可する。韓国は、当該事業体の議決権又は持分比率に対して制限を加えることができる。当該事業体は韓国の弁護士をパートナー弁護士又は所属弁護士として雇用することができる。

2 外国法諮問士法の制定

新たに導入されることになった外国法諮問士に関する事項を定めるため、2009年3月、「外国法諮問士法」が制定され⁽⁶⁾、その後2011年4月に第2段階の開放を実施するための改正が行われた⁽⁷⁾。第3段階の開放に向けた法改正は、今後行われる予定である。外国法諮問士法の制

(5) 後述する外国公認会計士及び外国税務諮問士が行う諮問業務も、外国法諮問士と同様、それぞれの分野において外国公認会計士及び外国税務諮問士自身がコンサルティング業務を行うことを意味する。

(6) 「외국법자문사법안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_J0H8S1Y0Z1O0O1J5T4G5K1C7G6H9N5〉

(7) この時期に第2段階の開放のための法改正が行われたのは、韓国が東南アジア諸国連合（ASEAN）と結んだ FTA（2009年5月1日発効）においても、発効後2年以内に同様の開放を行うことを約束していたからである。

定により、韓国との FTA 等の締結を前提として、韓国において外国法諮問士として活動する外国弁護士⁽⁸⁾の業務内容、手続等に関する事項が定められた。概要は次のとおりである⁽⁹⁾。

(1) 外国法諮問士の資格の承認、登録等

外国法諮問士の資格を取得しようとする外国弁護士は、法務部長官（日本の法務大臣に相当）に外国法諮問士の資格の承認を申請しなければならない（第 3 条第 1 項）。申請人が外国法諮問士の資格の承認を受けるためには、原資格国⁽¹⁰⁾において 3 年以上の法律事務を行った経歴を有していなければならない（第 4 条第 1 項）。ただし、申請人が原資格国以外の国で行った法律事務等についても、大統領令の規定により、当該経歴に算入することができる（第 4 条第 2 項及び第 3 項）。なお、外国弁護士の資格を有する韓国の弁護士が申請を行う場合は、韓国の弁護士業を休業又は廃業しなければならない（第 3 条第 2 項）。これは、外国法諮問法律事務所が外国弁護士資格を有する韓国の弁護士を雇用し、韓国の法律事務を取り扱わせることを防ぐためとされる⁽¹¹⁾。

法務部長官は、申請人の原資格国が FTA 等の当事国であること、申請人の原資格国内での外国弁護士の資格が有効であること、前述の 3 年以上の経歴を有すること等の要件をすべて満

たしているときは、当該申請人に対し、外国法諮問士の資格の承認を行うことができる（第 6 条第 1 項）。法務部長官の資格の承認を受けた者が外国法諮問士として業務の遂行を開始する場合は、大韓弁護士協会に外国法諮問士として登録しなければならない（第 10 条第 1 項）。

(2) 外国法諮問法律事務所

原資格国の法律事務所に所属する外国法諮問士は、法務部長官の設立の認可を受けたときは、外国法諮問法律事務所を設けることができる（第 15 条第 1 項）。ただし、当該外国法諮問士は、2 個以上の外国法諮問法律事務所を設けることはできない（第 15 条第 3 項）。法務部長官は、①外国法諮問士が所属する原資格国の法律事務所が 5 年以上適法に運営されていること、②当該原資格国の法律事務所が、当該外国法諮問法律事務所の設立を議決又は決定していること、③当該外国法諮問法律事務所の代表となる外国法諮問士が、7 年以上の法律事務を行った経験（そのうち原資格国における経験が 3 年以上）があること、④原資格国の法律事務所が、当該外国法諮問法律事務所が業務上負担する民事上及び商事上の責任について、その履行を保証すること、の 4 つの要件をすべて満たしているときは、当該外国法諮問法律事務所の設立を認可することができる（第 16 条第 1 項）。当該

「외국법자문사법 일부개정법률안 심사보고서」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_A1Z0Q1C2T0E701C7G2E7S0V4U9P8V4〉

(8) 外国弁護士とは、外国において弁護士に該当する法律専門職の資格を取得し、保有する者をいう（外国法諮問士法第 2 条第 2 号）。

(9) 「외국법자문사법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2173&PROM_DT=20110519&PROM_NO=10629〉

(10) 原資格国とは、外国弁護士がその資格を取得した後、法律事務の遂行に必要な手続をとった国であって、大韓民国において当該国の法令等に関する諮問業務等を行えるよう法務部長官が指定したものをいう。国内の限定した地域にのみ通用する資格がある場合は、当該資格が通用する地域（道、州、省、自治区等）も原資格国とみなされる（外国法諮問士法第 2 条第 5 号）。後述する公認会計士法第 40 条の 2 第 4 号及び税務士法第 19 条の 2 第 6 号にも同様の規定がある。

(11) 법무부 「외국법자문사법 해설서」 p.23. 〈[http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strNbodCd=noti2502&strWrtNo=12&strAnsNo=A&strNbodCd=noti2502&strFilePa](http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strNbodCd=noti2502&strWrtNo=12&strAnsNo=A&strNbodCd=noti2502&strFilePath=moj/&strRtnURL=MOJ_10205050&strOrgGbnCd=100000&strThisPage=1&strNbodCdGbn=)

外国法諮問法律事務所の代表者は、設立の認可が官報に告示された日から3か月以内に、大韓弁護士協会に事務所の登録を申請しなければならない(第18条第1項)、大韓弁護士協会は特別な事情がない限り、その登録及び登録証明書の発給を行わなければならない(第18条第3項)。

外国法諮問法律事務所は、国内に従たる事務所を置くことができない(第23条第1項)。これは、外国法諮問法律事務所の代表者となる外国法諮問士に、より厳格な要件を課している趣旨が損なわれないようにし、消費者を保護することを目的としている⁽¹²⁾。外国法諮問法律事務所を複数設立する場合は、他の代表者により、新たな外国法諮問法律事務所を設立する必要がある。なお、外国法諮問法律事務所に対しては、外国法諮問士法で定める規定を除き、民法の組合に関する規定が準用される(第23条第3項)。

(3) 外国法諮問士及び外国法諮問法律事務所に対する制限等

外国法諮問士の業務の範囲は、①原資格国の法令に関する諮問、②原資格国が当事国である条約及び一般的に承認された国際慣習法に関する諮問、③国際仲裁事件の代理(①及び②の法令、条約等が適用されないことが確定した場合は、その時から代理できない)である(第24条)。訴訟代理、法廷弁護等を行うことはできない。

外国法諮問士は、外国法諮問法律事務所又は韓国の法律事務所等に所属している場合に限り、外国法諮問士として活動することができるが、個人事務所を設立することはできない(第25条第1項)。個人事務所を設立できないようにした理由は、能力不足の弁護士の流入を防ぎ、信頼できる外国の法律事務所の進出を図るためとされる⁽¹³⁾。

外国法諮問士は職務上、本人を表示するとき

は、原資格国の名称の後に「法諮問士」を加えた名称を使用しなければならない(第27条第1項)。また、外国法諮問士は、最初の業務開始日から年間180日以上韓国に滞在しなければならない(第29条第1項)。なお、外国法諮問士及び外国法諮問法律事務所に対しては、①弁護士、法務士(日本の司法書士に相当)、弁理士、公認会計士、税務士(日本の税理士に相当)及び関税士(日本の通関士に相当)の雇用、②これらとの業務提携、③これらと共同の法人設立等が禁じられている(第34条第1項～第3項)。

(4) 第2段階の開放に関する条項

第2段階の開放に必要な国内法の整備のため、2011年4月に外国法諮問士法が改正され、関連条項が新設された。弁護士等との業務提携等を禁じた第34条第2項の規定にもかかわらず、外国法諮問法律事務所が事前に大韓弁護士協会へ共同事件処理等の登録を行った事件については、韓国の法律事務所と共同で処理し、それにより得られる収益を分配することができる(第34条の2第1項)。共同事件処理のための登録は、外国法諮問法律事務所の代表者が書面により申請し(第34条の3第1項)、大韓弁護士協会は、特別な事情がない限り、遅滞なく登録しなければならない(第34条の3第2項)。

II 会計

1 段階的開放の概要

米韓FTAのネガティブリストには、韓国の会計市場の開放が次の2段階で進められることが記載されている(付属書II)。米国の公認会計士は、米国の会計法・会計基準及び国際会計法・国際会計基準に関する諮問を行うことができるが、会計監査業務を行うことはできない。

(12) 同上, p.74.

(13) 同上, pp.78-79.

なお、法律事務市場の開放と異なり、米国の公認会計士が韓国の会計法人（日本の監査法人に相当）に出資すること及び米国の公認会計士が個人で韓国に事務所を設立することができる⁽¹⁴⁾。

第1段階（発効時）

韓国は、米国において登録した米国の公認会計士又は米国の規定により設立された会計法人が、韓国に設立した事務所を通じて、米国の会計法・基準及び国際会計法・基準に対する会計諮問サービスを提供することを許可し、また、米国で登録された米国の公認会計士が韓国の会計法人において勤務することを許可する。

第2段階（発効後5年以内）

韓国は、米国において登録した公認会計士が、韓国の会計法人に投資することを許可する。ただし、韓国の公認会計士が、韓国の会計法人の議決権のある株式又は持分総数の50%を超えて保有し、かつ、米国の公認会計士1人が保有することができる韓国の会計法人の議決権のある株式又は持分の割合は10%未満とする。

2 公認会計士法の改正

米韓 FTA 等によって取り決められた外国公認会計士を新規に導入するため、2011年6月30日、「公認会計士法」が改正された⁽¹⁵⁾。ただし、発効から5年以内実施することになっている

第2段階の開放に関する条項（第23条第2項第4号、第26条第5項及び第40条の12）は、EU・韓国 FTA の発効から5年が経過した日（2016年7月）に施行される⁽¹⁶⁾。公認会計士法の改正により、韓国との FTA 等の締結を前提として、外国公認会計士の業務内容、手続等に関する事項が定められた。改正法の概要は次のとおりである⁽¹⁷⁾。

(1) 外国公認会計士及び外国会計法人の業務範囲及び登録

外国公認会計士が韓国で業務を行う場合は、金融委員会⁽¹⁸⁾に登録しなければならない（第40条の4第1項）。外国会計法人が韓国に外国会計事務所を設立して業務を行う場合も、同様に金融委員会に登録しなければならない（第40条の7第1項）。なお、外国会計法人が主たる事務所のほかに韓国内に従たる事務所を置くことについては、韓国の会計法人に対する規定（第32条第1項）が準用され（第40条の18）、大統領令で定めるところにより認められる⁽¹⁹⁾。

(2) 外国公認会計士及び外国会計法人に対する制限

外国公認会計士及び外国会計法人は、①原資格国の会計法及び会計基準に関する諮問、②国際的に通用する国際会計及び会計基準に関する諮問を行うことができる（第40条の3）。韓国

(14) 外国公認会計士又は外国会計法人が設立する事務所を「外国会計事務所」という（公認会計士法第40条の2第3号）。

(15) 「공인회계사법 일부개정법률안 (위원회안)」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q1B1I0R6R1V5U1M1V3T7P2X0Z9A4M3〉

(16) 米国に対しては2017年3月に施行される。

(17) 「공인회계사법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1404&PROM_DT=20110721&PROM_NO=10866〉

(18) 国務総理の所轄の下に置かれている合議制の行政機関であり、金融政策、金融監督政策等を所管する。

(19) 公認会計士法施行令第22条の規定によると、従たる事務所ごとに3人以上の公認会計士を常勤させなければならない。外国会計法人の場合は、公認会計士を外国公認会計士と読み替える。「공인회계사법 시행령」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYE=LAW_BON&LAW_ID=B0310&PROM_DT=20130628&PROM_NO=24638〉

の公認会計士に認められている会計監査、税務代理²⁰⁾等を行うことはできない。

外国公認会計士は、①自ら外国会計事務所を設立すること、②外国公認会計士又は外国会計法人に雇用されること、③韓国の会計法人に雇用されること、の3種類の方法によってのみ業務を行うことができる(第40条の9第1項)。また、外国公認会計士が同時に2か所以上の会計法人及び外国公認会計士に所属し又は雇用されることも禁じられている(第40条の9第2項)。

他方、外国公認会計士及び外国会計法人が韓国の公認会計士を雇用することはできない(第40条の10第1項)。また、外国公認会計士又は外国会計法人と、韓国の公認会計士又は韓国の会計法人が業務を共同受任することや、両者が会計法人を共同で設立・運営することも禁止されている(第40条の10第2項及び3項)。

外国公認会計士及び外国会計法人は、韓国において業務を行うときは、原資格国の名称の後に「公認会計士」又は「会計法人」を加えた名称を用いなければならない(第40条の11第1項)。同様に、外国公認会計士及び外国会計法人が外国会計事務所を設立する場合にも、原資格国及び事務所の名称の後に「会計事務所」を加えた名称を用いなければならない(第40条の11第2項)。また、外国公認会計士は、最初の業務開始日から、1年間に180日以上韓国に滞在しなければならない(第40条の14第1項)。

(3) 第2段階の開放に関する条項

第2段階の開放を実施するための関連条項も

新設された。外国公認会計士は、韓国の会計法人に対し、議決権のある出資持分の合計又は資本金総額の100分の50未満(外国公認弁護士1人当たりでは100分の10未満)の範囲内において出資することができる(第40条の12)²¹⁾。

Ⅲ 税務

1 段階的開放の概要

米韓FTAのネガティブリストには、韓国の税務市場の開放が次の2段階で進められることや、新たに「外国税務諮問士」という資格が設けられることが記載されている(付属書Ⅱ)。米国の税務士は韓国において米国の税法・税制又は国際税法・税制に関する諮問サービスを提供することができるが、税務代理を行うことはできない。会計市場の開放と同様に、米国の税務士が韓国の税務法人(日本の税理士法人に相当)に出資すること及び米国の税務士が個人で韓国に事務所を設立することができる²²⁾。

第1段階(発効時)

韓国は、米国において登録した米国の税務士又は米国の規定により設立された米国の税務法人が、米国の税法・税制及び国際税法・税制に関する税務諮問サービスを提供するために、韓国に事務所を設立することを許可し、米国で登録された米国の税務士が韓国税務法人において勤務することを許可する。

第2段階(発効後5年以内)

²⁰⁾ 韓国の公認会計士は、税務代理業務を行うことができる(公認会計士法第2条)。ただし、公認会計士が税務士の名称を用いて税務代理業務を行うことは禁じられている(税務士法第20条第2項)。また、従来は公認会計士に税務士資格が自動的に付与されていたが(税務士法第3条第2号)、2012年の税務士法改正により同規定が削除され、公認会計士への税務士資格自動付与が廃止された。

²¹⁾ 公認会計士法第40条第2項の規定により、韓国の会計法人に対しては、公認会計士法で定める規定を除き、商法の有限会社に関する規定が準用される。

²²⁾ 外国税務諮問士が個人で設立する「個人外国税務諮問事務所」及び外国税務法人が設立する「法人外国税務諮問事務所」がある(税務士法第19条の2第2号及び第4号)。

韓国は、米国において登録した米国の税務士が、韓国の税務法人に出資することを許可する。ただし、韓国の税務士が、韓国の税務法人の議決権のある株式又は持分総数の50%を超えて保有し、かつ、米国において登録した米国の税務士1人が保有することができる韓国の税務法人の議決権ある株式又は持分の割合は10%未満とする。

2 税務士法の改正

新たに導入されることになった外国税務諮問士に関する事項を規定するため、2011年6月30日、「税務士法」が改正された⁽²³⁾。ただし、米韓FTA及びEU・韓国FTAの発効から5年後に実施することになっている第2段階の開放のための法改正は、これから実施される予定である⁽²⁴⁾。税務士法の改正により、韓国とのFTA等の締結を前提として、外国税務諮問士の業務内容、手続等に関する事項が定められた。改正法の概要は次のとおりである⁽²⁵⁾。

(1) 外国税務諮問士の登録及び法人外国税務諮問事務所の登録等

原資格国の税務専門職であって、外国税務諮問士の資格を取得しようとする者は、企画財政部長官（日本の財務大臣に相当）から、外国税務諮問士の資格の承認を受けなければならない（第19条の3第1項）。原資格国の税務専門職とは、原資格国の法令の規定により、韓国の

税務士が業務として行うことを認められている税務代理業務に相当する業務を行う資格を有し、登録されている者を指す。資格の承認の申請の際には、原資格国において税務専門家の資格を取得したこと、原資格国において3年以上税務専門家の業務に従事したこと等を証明する書類を添付しなければならない（第19条の3第2項）。企画財政部長官は、提出書類に不備がないときは、申請人に外国税務諮問士の資格証を交付する（第19条の4第1項）。外国税務諮問士が韓国で業務を行うときは、企画財政部の外国税務諮問士登録簿へ登録をしなければならない（第19条の5第1項）。

同様に、外国税務法人が韓国に法人外国税務諮問事務所を設立し、業務を行う場合も、大統領令で定めるところにより、企画財政部長官に登録しなければならない（第19条の9第1項）。なお、法人外国税務諮問事務所が主たる事務所以外に韓国内に従たる事務所を置くことについては、韓国の税務法人に対する規定（第16条の10第1項）が準用され（第19条の14）、大統領令で定めるところにより認められる⁽²⁶⁾。

(2) 外国税務諮問士及び外国税務諮問事務所（個人・法人）に対する制限等

外国税務諮問士は、韓国において、①原資格国の租税法令及び租税制度に関する相談又は諮問、②大統領令で定める国際租税に関する相談又は諮問⁽²⁷⁾を行うことができる（第19条の7）。

(23) 「세무사법 일부개정법률안 (대안)」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_S1E1W0A6C1F3R0C7P0Z2X2S2X8B7L4〉

(24) EU に対しては 2016 年 7 月に第 2 段階の開放が実施されるため、その時までには法改正を行う必要がある。

(25) 「세무사법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0569&PROM_DT=20130101&PROM_NO=11610〉

(26) 税務士法施行令第14条の6の規定によると、従たる事務所ごとに1人以上の理事を務める税務士が常勤しなければならない。税務士法第19条の14には読み替え規定がないが、法人外国税務諮問事務所の場合は、税務士を外国税務諮問士と読み替えるものと思われる。「세무사법 시행령」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B1841&PROM_DT=20120501&PROM_NO=23759〉

(27) 税務士法施行令第30条の8の規定による。具体的には、①二重課税を防止するために締結する租税条約に関する相談又は諮問、②原資格国と関連した租税回避及び脱税を規制するための移転価格税制、過少資本税制、

表 米韓 FTA 及び EU・韓国 FTA により開放される韓国の専門職市場

項目	法律事務	会計	税務
専門職	外国法諮問士	外国公認会計士	外国税務諮問士
事務所	個人設立	不可	外国会計事務所
	法人設立	外国法諮問法律事務所	外国会計事務所
業務範囲	諮問 (原資格国+国際)	諮問 (原資格国+国際)	諮問 (原資格国+国際)
義務的滞在日数	最初の業務開始日から 年間 180 日以上	最初の業務開始日から 年間 180 日以上	年間 180 日以上 (個人事務所又は法人事務所に雇 用されている場合を除く)
国内同業法人との 共同受任	可 (第 2 段階)	不可	不可
国内同業法人との 合弁事業体の設立	可 (第 3 段階)	不可	税務士法に規定なし
国内同業法人への 出資	不可 (合弁事業体への出資に関して は現時点で未確定)	全体で 50% 未満、外国公認会計 士 1 人につき 10% 未満の範囲で可 (第 2 段階)	全体で 50% 未満、外国税務諮問 士 1 人につき 10% 未満の範囲で可 (第 2 段階)
外国同業法人による 従たる事務所の設立	不可 (設立する場合は新規の事務所 設立)	可 (国内会計法人に対する規定を 準用)	可 (国内税務法人に対する規定を 準用)
国内同業者を雇用 する	可 (合弁事業体のみ)	不可	不可
国内同業者に雇用 される	不可	不可	不可
国内同業法人に雇用 される	可	可	可
外国同業者に雇用 される	不可	可	可
外国同業法人に雇用 される	可	可	可

(出典) 外国法諮問士法、公認会計士法及び税務士法の内容を基に筆者作成。

他方、税理代理業務を行うことはできない。また、外国税務諮問士は、①個人外国税務諮問事務所を設立すること、②個人外国税務諮問事務所に雇用されること、③法人外国税務諮問事務所に所属し、又は雇用されること、④韓国の税務法人に外国税務諮問士として雇用されることの 4 種類の方法によってのみ業務を行うことができる (第 19 条の 8)。他方、外国税務諮問士及び法人外国税務諮問事務所が韓国の税務士を雇用することはできない (第 19 条の 13 第 1 項)。また、外国税務諮問士又は法人外国税務諮問事

務所が、韓国の税務士又は韓国の税務法人と業務を共同受任することも禁じられている (第 19 条の 13 第 2 項)。

外国税務諮問士が韓国において業務を行うときは、原資格国の名称の後に「税務諮問士」を加えた名称を用いなければならない (第 19 条の 11 第 1 項)。同様に、個人外国税務諮問事務所の名称は、原資格国、外国税務諮問士の氏名の後に「税務諮問事務所」を加えた名称を用いなければならない。法人外国税務諮問事務所は、原資格国、事務所の名称の後に「税務諮問事務

タックスヘイブン対策税制、租税条約を利用した租税回避防止税制及びこれに関連した国家間租税行政協力に関する相談又は諮問、③国家間租税情報交換協定による協力に関する相談又は諮問である。なお、諮問はコンサルティングを意味することから、相談も諮問に含まれるとも考えられるが、税務士法においては両者を区別している。

所」を加えた名称を用いなければならない(第19条の11第1項)。また、外国税務諮問士は、個人外国税務諮問事務所、法人外国税務諮問事務所及び韓国の税務法人に雇用されている外国税務諮問士を除き、1年間に180日以上韓国に滞在しなければならない(第19条の12第2項)。

おわりに

法律事務市場の第2段階の開放は、EU・韓国FTAでは発効から2年後の2013年7月から実施されており、米韓FTAの場合も発効から2年後の2014年3月から実施されることに

なっている。法律事務市場については、第2段階の開放以降、韓国の法律事務所と外国の法律事務所との競争が実質的に開始されるといわれている⁽²⁸⁾。

会計については、既に国内市場が相当程度開放されており、FTAによる追加の開放水準は高くないとの評価⁽²⁹⁾もあるが、長期的には、外国の会計法人に国内会計市場を奪われるおそれが指摘されている⁽³⁰⁾。また、税務についても、国内には零細な税務法人が多いため、外国の巨大資本の影響を受けるおそれが指摘されており⁽³¹⁾、競争力の強化が課題となっている。

(ふじわら なつと)

(28) 국회입법조사처「한·미 FTA 체결에 따른 주요 정책 및 입법과제Ⅱ_19. 법조시장개방」, p.731. <http://www.nars.go.kr/publication/boardView?div=10&type=99&invest_id=BDM00000008176&baseURL=/publication/board?div=10^type=99> これに対し、韓国の法律事務所は、専門性の向上等、競争力を高めるための対応策を講じていると報じられている。「한-EU 로펌, 7월부터 업무제휴 수익분배 가능」『법률신문』, 2013.5.23. <<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?serial=75170>>

(29) 「한미 FTA 검토보고서」, p.573. <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_R1C1W0Y6Q0U3N1E7O5S7D2Z8S6O5D6>

(30) 「FTA 속속 발효되는데 회계법인은 `무방비`」『매일경제』 2011.11.3. <<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?year=2011&no=714676>>

(31) 김용희「한·미 FTA 관련 세무서비스 개방에 대한 연구」『租税研究』 10·2 집, 2010.8, p.379. <<http://www.taxforum.or.kr/main2/main2-2.htm>>; 李信愛「韓国における税務サービス市場開放—自由貿易協定 (FTA) を中心として—」『税研』 27 (5), 2012.3, p.93.

外国法諮問士法

외국법자문사법

((他) 一部改正 2011.5.19 法律第 10629 号 施行日 2011.7.20)

菊池 勇次訳

(本稿は、海外立法情報課が翻訳を依頼したものである。)

【目次】

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 2 条)
- 第 2 章 外国法諮問士の資格の承認 (第 3 条～第 9 条)
- 第 3 章 外国法諮問士の登録 (第 10 条～第 14 条)
- 第 4 章 外国法諮問法律事務所 (第 15 条～第 23 条)
- 第 5 章 外国法諮問士等の権利及び義務 (第 24 条～第 35 条)
- 第 6 章 懲戒 (第 36 条～第 45 条)
- 第 7 章 罰則 (第 46 条～第 53 条)
- 附則 (抄)

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律は、大韓民国で外国法事務を取り扱う外国法諮問士⁽¹⁾の資格の承認、登録、業務遂行等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「弁護士」とは、「弁護士法」の規定による弁護士をいう。
- 2 「外国弁護士」とは、外国において弁護士に該当する法律専門職の資格を取得し、保有する者をいう。
- 3 「外国法諮問士」とは、外国弁護士の資格を取得した後、第 6 条の規定により法務

部長官から資格の承認を受け、かつ、第 10 条第 1 項の規定により大韓弁護士協会に登録を行った者をいう。

4 「外国法諮問法律事務所」とは、外国法事務を行うため、この法律の規定により設ける事務所をいう。

5 「原資格国」とは、外国弁護士がその資格を取得した後、法律事務の遂行に必要な手続をとった国であって、大韓民国において当該国の法令等に関する諮問業務等を行えるよう法務部長官が指定したものをいう。ただし、ある国の中の地域的に限定された資格が付与されるいくつかの道、州、省、自治区等がある場合には、その国の法令等の規定により、その資格が通用する地域の全てを原資格国とみなす。

6 「外国法事務」とは、原資格国の法令（原資格国において効力を有し、又は有していたものをいう。以下同じ。）に関する諮問等、第 24 条の規定により外国法諮問士が行うことができる業務をいう。

7 「国際仲裁事件」とは、大韓民国を仲裁地とし、外国法諮問士の原資格国の法令、原資格国が当事国である条約若しくは一般的に承認された国際慣習法を適用し、又は適用することができる民事又は商事に関する仲裁事件をいう。

8 「自由貿易協定等」とは、名称の如何を問わず、大韓民国が外国（国家連合、経済共同体等、国家の連合体を含む。）又は国

(1) ここでの諮問とはコンサルティングを意味し、外国法諮問士自身がコンサルティングを行う。

際機構との間で外国法事務分野を含む包括的な取引の自由化を内容として締結した合意で、その効力が発生したものの全てをいう。

第2章 外国法諮問士の資格の承認

第3条 (資格の承認の申請)

- ① 外国法諮問士の資格を取得しようとする外国弁護士は、法務部長官に外国法諮問士の資格の承認を申請しなければならない。
- ② 外国弁護士の資格を保有する弁護士が第1項の申請を行う場合には、弁護士業を休業し、又は廃業しなければならない。
- ③ 申請人は、大統領令で定めるところにより、申請書及び証明書類を提出しなければならない。この場合において、証明書類は、原本又は認証を受けた謄本を提出しなければならないが、韓国語により作成されたものでない場合には、公証を受けた韓国語による翻訳本を添付しなければならない。
- ④ 申請人は、法務部令で定める額の手数料を納めなければならない。

第4条 (職務経験)

- ① 申請人が外国法諮問士の資格の承認を受けるためには、外国弁護士の資格を取得した後、原資格国において3年以上の法律事務を行った経験がなければならない。
- ② 申請人が原資格国以外の外国において原資格国の法令に関する法律事務を行った期間は、大統領令で定めるところにより、第1項の期間に算入することができる。
- ③ 申請人が大韓民国において、雇用契約により使用者に対して原資格国の法令に関する調査、研究、報告等の事務を勤労者である自らの主たる業務として行った場合には、その業

務遂行期間について2年を超えない範囲内において、大統領令で定めるところにより、第1項の期間に算入することができる。

第5条 (欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、外国法諮問士となる資格を有しない。

- 1 国を問わず、禁錮以上の刑に相当する刑を言い渡され、その執行の終了又は執行を受けることがなくなる日が確定した日から5年を経過しない者
- 2 国を問わず、禁錮以上の刑に相当する刑の執行猶予を言渡され、その猶予期間中の者又はその期間が終了した日から2年を経過しない者
- 3 国を問わず、禁錮以上の刑に相当する刑の宣告を猶予され、その猶予期間中にある者
- 4 国を問わず、公職を弾劾により罷免された日から5年を経過しない者又は懲戒により解任⁽²⁾以上の処分を受けた日から3年を経過しない者
- 5 国を問わず、「弁護士法」第90条第1項から第3項まで、又は同法第102条第2項の規定による処分に相当する処分を受け、その処分が失効していない者
- 6 禁治産者、限定治産者、破産者で復権を得ない者及び原資格国の法令上同様に取り扱われている者

第6条 (資格の承認等)

- ① 法務部長官は、申請人が次の各号に掲げる要件全てに適合する場合には、外国法諮問士の資格の承認をすることができる。
 - 1 原資格国が自由貿易協定等の当事国であること。
 - 2 原資格国内で外国弁護士の資格が有効で

(2) 懲戒は、罷免、解任、降格、停職、減俸、譴責に区分され(国家公務員法第79条)、公務員任用の欠格期間が罷免は5年、解任は3年となっている(同法第33条)。

あること。

- 3 第4条の規定による職務経験があること。
 - 4 第5条の規定による欠格事由に該当しないこと。
 - 5 大韓国内に書類等の送達を受ける場所を有すること。
 - 6 第3条第2項の場合において、弁護士業を休業し、又は廃業していること。
- ② 法務部長官は、第1項の規定による資格の承認をする場合には、申請人が外国法事務を行うことができる原資格国を指定しなければならない。この場合において、2か国以上の国において、第1項の要件全てに適合する場合には、その全てを原資格国に指定することができる。
- ③ 法務部長官は、資格の承認の可否を決定するとき、大韓弁護士協会の長の意見を聴くことができる。
- ④ 法務部長官は、申請人が第1項の要件に適合せず、資格の承認を拒否する場合には、遅滞なく、その旨及びその事由を申請人に通知しなければならない。

第7条（資格の承認の取消し）

- ① 法務部長官は、外国法諮問士が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格の承認を取り消さなければならない。
- 1 外国弁護士の資格を喪失し、又は停止されたとき。
 - 2 第5条の規定による欠格事由に該当する事実が発見され、又は新たに発生したとき。
- ② 法務部長官は、外国法諮問士が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格の承認を取り消すことができる。
- 1 資格承認申請書若しくはその証明書類の重要部分に不備があり、又はその内容が虚偽であると認められる相当な事情があるとき。
 - 2 業務能力又は財産の状況が著しく悪化し、

依頼人又は第三者が損害を受けるおそれがある場合において、その損害を防止するためやむを得ないと認められるとき。

- 3 第9条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - 4 資格の承認を受けた日から正当な事由なく1年以内に大韓弁護士協会に第10条の規定による登録の申請をしないとき。
 - 5 第11条第2項の規定による登録の有効期間が終了した日から3年以内に第10条の規定による登録をしなかったとき。
- ③ 法務部長官は、第2項第1号から第3号までの規定により、外国法諮問士の資格の承認を取り消そうとする場合には、その聴聞をしなければならない。

第8条（告示等）

- ① 法務部長官は、資格の承認又は資格の承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を対象者及び大韓弁護士協会に書面により通知するとともに、官報に告示しなければならない。
- ② 資格の承認及び取消しは、前項の告示があった日からその効力を生ずる。

第9条（報告等）

- ① 法務部長官は、申請人又は外国法諮問士に対し、資格の承認及び取消しに関する事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。
- ② 法務部長官は、行政庁その他公私の団体に対し、資格の承認又は取消しに関して必要な資料の提出を求めることができる。

第3章 外国法諮問士の登録

第10条（登録の申請）

- ① 外国法諮問士として開業しようとする者

は、第6条の規定による資格の承認を受けた後、大韓弁護士協会に外国法諮問士として登録しなければならない。

- ② 第1項の規定による登録をしようとする者は、書面により大韓弁護士協会に登録の申請をしなければならない。この場合において、申請人は、第6条第2項の規定により指定された原資格国を大韓弁護士協会に申告しなければならない。

第11条（登録証明書等）

- ① 大韓弁護士協会は、第10条第2項の規定による申請に対し、第12条第1項の各号に掲げる登録を拒否すべき事由がない限り、遅滞なく、これを外国法諮問士名簿に登録し、申請人に登録証明書を発給しなければならない。この場合において、大韓弁護士協会は、外国法諮問士名簿及び登録証明書のいずれにも第10条第2項の規定による原資格国を記載しなければならない。
- ② 第1項の規定による登録の有効期間は、第1項の名簿に登録された日から5年とする。
- ③ 登録の更新の申請は、第2項の規定による有効期間が終了する日の6か月前の日から1か月前の日まで行うことができる。
- ④ 大韓弁護士協会は、登録又は登録の更新をした場合には、その旨を法務部長官に書面により通知しなければならない。
- ⑤ 大韓弁護士協会は、登録及び登録の更新の申請の処理に関し、申請人から大統領令で定める額の手数料を徴収することができる。
- ⑥ 外国法諮問士の登録の手続等に関し、必要なその他の事項は大韓弁護士協会が定める。

第12条（登録の拒否等）

- ① 大韓弁護士協会は、第10条第1項の規定による登録の申請又は第11条第3項の規定による登録の更新の申請をした者が、次の各

号のいずれかに該当する場合には、第14条の規定による外国法諮問士登録審査委員会の議決を経て、登録又は登録の更新を拒否することができる。この場合においては、遅滞なく、その事由を明らかにし、申請人に通知しなければならない。

- 1 心身の故障により、外国法諮問士の職務を遂行することが著しく困難なとき。
 - 2 国を問わず、公務員として在職中の職務に関する違法行為により、刑事訴追若しくは懲戒処分（罷免及び解任を除く。）を受け、又は退職した者であって、外国法諮問士の職務を遂行することが著しく不相当と認められるものであるとき。
 - 3 第7条の規定により資格の承認が取り消されたとき。
 - 4 登録又は登録の更新が拒否され、又は第13条若しくは第36条の規定により登録が取り消された日から2年を経過しないとき。
- ② 登録又は登録の更新が拒否された申請人は、その通知を受けた日から3か月以内に弁明書を添付し、法務部長官に不服申立てをすることができる。
- ③ 法務部長官は、第2項の規定による不服申立てに理由があると認める場合には、大韓弁護士協会にその該外国法諮問士の登録又は登録の更新を命じなければならない。

第13条（登録の取消し）

- ① 大韓弁護士協会は、外国法諮問士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
- 1 死亡したとき。
 - 2 外国法諮問士の資格がなくなったとき、又は資格の承認が取り消されたとき。
 - 3 登録の取消しを申請したとき。ただし、懲戒を回避する目的で登録の取消しを申請したとみなすことができる相当な理由があ

る場合を除く。

- 4 弁護士の資格を保有する外国法諮問士が大韓弁護士協会に弁護士として登録したとき。
- ② 大韓弁護士協会は、外国法諮問士が次の各号のいずれかに該当する場合には、第14条の規定による外国法諮問士登録審査委員会の議決を経て、その登録を取り消すことができる。
 - 1 心身の故障により、外国法諮問士の職務を遂行することが著しく困難なとき。
 - 2 国を問わず、公務員として在職中の職務に関する違法行為により、刑事訴追若しくは懲戒処分（罷免及び解任を除く。）を受け、又は退職した者であって、外国法諮問士の職務を遂行することが著しく不適当と認められるものであるとき。
- 3 第24条、第25条及び第34条の規定に違反し、又は第35条の規定により準用する「弁護士法」第33条及び第34条の規定に違反したとき。
- ③ 大韓弁護士協会は、第1項（第1項第1号を除く。）及び第2項の規定により外国法諮問士の登録を取り消す場合には、その旨及びその理由を当該外国法諮問士（第2項第1号の場合には、その法定代理人を含む。以下第4項も同じ。）に遅滞なく、書面により通知し、法務部長官に報告しなければならない。
- ④ 第3項の規定による通知を受けた外国法諮問士は、遅滞なく、登録証明書を大韓弁護士協会に返納しなければならない。
- ⑤ 登録の取消しに関しては、登録の拒否に対する不服申立て等に関する第12条第2項及び第3項の規定を準用する。

第14条（外国法諮問士登録審査委員会）

- ① 次の各号に掲げる事項を審査するため、大韓弁護士協会に外国法諮問士登録審査委員会を置く。

- 1 第12条の規定による登録の拒否又は登録の更新の拒否に関する事項
 - 2 第13条第1項第3号ただし書及び同条第2項の規定による登録の取消しに関する事項
- ② 外国法諮問士登録審査委員会の構成、審査手続及び運営に関しては、「弁護士法」第9条第2項及び第10条から第13条までの規定を準用する。

第4章 外国法諮問法律事務所

第15条（設立の申請等）

- ① 原資格国において法律事務の遂行を主たる目的として設立された事務所又は法人（以下「主たる事務所」という。）に所属する第16条第1項第3号の規定に該当する外国法諮問士は、法務部長官の設立の認可を受け、外国法諮問法律事務所を設けることができる。
- ② 外国法諮問法律事務所の設立の認可を受けようとする場合には、その代表者となる外国法諮問士が大統領令で定める証明書類を添付し、書面により申請しなければならない。
- ③ 第1項の規定による外国法諮問士は、2個以上の外国法諮問法律事務所を設けることができない。
- ④ 申請人は、法務部令で定める手数料を納めなければならない。

第16条（設立の認可）

- ① 法務部長官は、次の各号に掲げる要件全てに適合する場合には、外国法諮問法律事務所の設立を認可することができる。
 - 1 主たる事務所が自由貿易協定等の当事国において、その国の法律の規定により適法に設立され、5年以上正常に運営されていること。
 - 2 主たる事務所が、大韓国内において外

国法事務を行うための代表事務所として、その外国法諮問法律事務所を設けることを議決し、又は決定していること。

- 3 外国法諮問法律事務所の代表者となる外国法諮問士が、外国弁護士資格を取得した後、法律事務の遂行に必要な手続をとった原資格国において3年以上の法律事務を行った経験があり、かつ、計7年以上の法律事務を行った経験があること。
- 4 主たる事務所が外国法諮問法律事務所の業務と関連する民事、商事上の責任について、その履行を保証すること。
- ② 複数の国において事務所、現地事務所、現地法人、支社、従たる事務所等、法律事務の遂行を主たる目的とする事務所を置いている場合には、最高意思決定がなされる事務所を主たる事務所とみなす。
- ③ 外国法諮問法律事務所の代表者が欠けたときには、3か月以内にこれを補充しなければならない。

第17条（告示等）

- ① 法務部長官は、外国法諮問法律事務所の設立を認可したときは、遅滞なく、これを第15条第2項の規定による申請人及び大韓弁護士協会にそれぞれ書面により通知し、官報に告示しなければならない。
- ② 外国法諮問法律事務所の設立の認可は、第1項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- ③ 外国法諮問法律事務所の設立の認可に関するその他の事項は、大統領令で定める。

第18条（外国法諮問法律事務所の登録）

- ① 設立の認可を受けた外国法諮問法律事務所の代表者は、その告示があった日から3か月以内に大韓弁護士協会に外国法諮問法律事務所の登録を申請しなければならない。

② 第1項の規定により登録しなければならない事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 目的、名称及び事務所の所在地
 - 2 社員の氏名及び住所並びに外国法諮問法律事務所を代表する社員の住所
 - 3 外国法諮問法律事務所の代表に関する事項
 - 4 設立の認可の年月日
 - 5 主たる事務所の名称及び所在地
- ③ 大韓弁護士協会は、第1項の規定による申請があった場合には、特別な事情がない限り、遅滞なく、外国法諮問法律事務所名簿に登録し、申請人に外国法諮問法律事務所登録証明書を発給しなければならない。
 - ④ 外国法諮問法律事務所の代表者は、登録された事項に変更があった場合には、その変更日から1か月以内に、その内容を大韓弁護士協会に書面により申告しなければならない。
 - ⑤ 大韓弁護士協会は、次の各号に掲げる書面を備え、一般人が閲覧できるようにしなければならない。
 - 1 第2項各号の事項が記載された書面
 - 2 第16条の規定による設立の認可及びその取消しに関する書面
 - 3 第21条の規定による保険又は共済基金に加入したことを証明する書面
 - 4 第34条の3の規定による登録及び第34条の4の規定による取消しに関する書面
 - ⑥ 大韓弁護士協会は、第3項の規定による登録をした場合には、その旨を法務部長官に書面により通知しなければならない。
 - ⑦ 外国法諮問法律事務所の登録に必要なその他の事項は、大韓弁護士協会が定める。

第19条（設立認可の取消し）

- ① 法務部長官は、外国法諮問法律事務所が次の各号のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる。
 - 1 設立認可申請書又はその証明書類の重要

部分に不備があり、又はその内容が虚偽であると認められる相当な事情があるとき。

2 第16条第1項各号の要件を備えていないとき。

3 第16条第3項の規定に違反して、3か月以内に代表者を補充しなかったとき。

4 外国法諮問法律事務所の社員又はその社員ではない所属外国法諮問士が、外国法諮問法律事務所の業務遂行と関連して第24条の規定に違反したとき。

5 法務部長官が第32条第1項の規定により実施する監督に正当な事由なく従わず、公益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。

6 外国法諮問法律事務所が第33条又は第34条の規定に違反したとき。

7 第34条の2第1項の規定に違反して、登録を受けずに法律事務所、法務法人、法務法人（有限）又は法務組合と国内法事務及び外国法事務が混在する法律事件を共同で処理し、それにより得た収益を分配したとき。

8 設立の認可を受けた外国法諮問法律事務所の代表者が第18条第1項の規定に違反して、3か月以内に大韓弁護士協会に登録を申請しなかったとき。

② 第1項第1号から第7号までの規定により外国法諮問法律事務所の設立の認可が取り消されたときには、大韓弁護士協会の登録が取り消されたものとみなす。

③ 法務部長官は、外国法諮問法律事務所の設立の認可を取り消そうとする場合には、その聴聞をしなければならない。

④ 設立の認可の取消しに関しては、第17条の規定を準用する。

第20条（事務職員）

① 外国法諮問法律事務所は、事務所に事務職

員を置くことができる。

② 外国法諮問法律事務所の事務職員に関しては、「弁護士法」第22条第2項、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、「弁護士」とあるのは「外国法諮問法律事務所の代表者」と、「地方弁護士会の長」とあるのは「大韓弁護士協会の長」と読み替えるものとする。

第21条（受任事件と関連した損害賠償責任）

① 外国法諮問法律事務所の社員は、外国法事務の遂行及び外国法諮問法律事務所の運営等と関連した損害賠償を保障するため、大統領令で定める保険又は共済基金に加入しなければならない。

② 外国法諮問法律事務所の代表者は、第1項の規定による損害賠償に関する事項を大統領令で定めるところにより、受任契約書及び広告物に明示しなければならない。

第22条（帳簿の作成等）

外国法諮問法律事務所は、受任事件に関する帳簿を作成し、これを保管しなければならない。この場合において、受任事件帳簿の記載等に関しては、「弁護士法」第28条第2項及び第3項の規定を準用する。

第23条（外国法諮問法律事務所の運営等）

① 外国法諮問法律事務所は、国内に従たる事務所を置くことができない。

② 外国法諮問法律事務所の業務執行方法及びその社員等の業務制限に関しては、「弁護士法」第50条第1項、第3項から第6項まで、第7項本文及び第52条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「法務法人」とあるのは「外国法諮問法律事務所」と、「弁護士」とあるのは「外国法諮問士」と読み替えるものとする。

- ③ 外国法諮問法律事務所（社員が2人以上である場合に限る。）に関し、この法律で定める規定のほか、「民法」の組合に関する規定を準用する。

第5章 外国法諮問士等の権利及び義務

第24条（業務の範囲）

外国法諮問士は、次の各号に掲げる事務を処理することができる。

- 1 原資格国の法令に関する諮問
- 2 原資格国が当事国である条約及び一般的に承認された国際慣習法に関する諮問
- 3 国際仲裁事件の代理。ただし、仲裁において第1号及び第2号の規定による法令又は条約等が適用されないことが確定した場合には、それ以降その事件を代理することはできない。

第25条（業務遂行の方式）

- ① 外国法諮問士は、次の各号のいずれかに該当する地位において業務を行うことができる。
- 1 外国法諮問法律事務所の社員
 - 2 外国法諮問法律事務所に所属しているが社員ではない外国法諮問士
 - 3 法律事務所、法務法人、法務法人（有限）又は法務組合に所属する外国法諮問士
- ② 外国法諮問士は、同時に2以上の外国法諮問法律事務所、法律事務所、法務法人、法務法人（有限）若しくは法務組合に所属し、又は雇用され、その職務を兼ねることはできない。

第26条（申告等）

- ① 外国法諮問士が業務を開始したとき、一時休業したとき、又は勤務地を変更したときには、遅滞なく、大韓弁護士協会に申告しな

なければならない。

- ② 大韓弁護士協会は、第1項の規定による申告を受けたときには、遅滞なく、法務部長官に報告しなければならない。

第27条（資格の表示等）

- ① 外国法諮問士は、職務を行うに際して本人を表示するときは、大韓民国で通用する原資格国の国名（原資格国が道、州、省、自治区等、ある国の中の一部地域である場合には、その国名を使用することができる。以下同じ。）に続けて「法諮問士」を付加した職名を使用しなければならない。この場合においては、職名とともに括弧内に原資格国の言語で記載された原資格国の国名を含む当該外国弁護士の名称を付記することができ、続けて韓国語で記載された大韓民国において通用する原資格国の国名に「弁護士」を付加した名称を併記することができる。
- ② 外国法諮問法律事務所は、主たる事務所の名称に続けて「外国法諮問法律事務所」を付加した名称を使用しなければならない。この場合においては、外国法諮問法律事務所が位置する地域名を併記することができる。
- ③ 外国法諮問士又は外国法諮問法律事務所は、職務を行うに際して、第1項及び第2項に規定する方式以外の名称又は表示を使用することができない。
- ④ 外国法諮問法律事務所は、一般人が容易に識別することができるよう事務所内外の適切な場所に社員、所属外国法諮問士及びその原資格国を全て表示しなければならない。
- ⑤ 外国法諮問士は、依頼人と外国法事務等に関する契約を締結する前に、依頼人にその原資格国及び業務範囲を明示しなければならない。
- ⑥ 外国法諮問士ではない者は、外国法諮問士又は外国法諮問士との誤認を生じさせるおそ

れがあるいかなる名称又は表示も使用することができない。

第28条（倫理基準等）

- ① 外国法諮問士は、その品位を損ねる行為をしてはならない。
- ② 外国法諮問士は、その職務を行うに際しては、真実の隠蔽又は虚偽の陳述をしてはならない。
- ③ 外国法諮問士は、大韓弁護士協会が定める倫理章典を遵守しなければならない。

第29条（在留義務）

- ① 外国法諮問士は、最初に業務を開始した日から1年のうち180日以上大韓民国に在留しなければならない。
- ② 外国法諮問士が、本人の負傷又は疾病、親族の負傷又は疾病による看護、見舞いその他のやむを得ない事情により外国に在った場合には、その期間は大韓民国に在留したものとみなす。

第30条（秘密を守る義務）

外国法諮問士又は外国法諮問士であった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、他の法律に特別の定めがある場合には、この限りでない。

第31条（広告）

- ① 外国法諮問士及び外国法諮問法律事務所は、本人又はその社員の原資格国、学歴、経歴、専門分野、業務実績その他その業務の広報に関して必要な事項を放送、新聞、雑誌、コンピューター通信等の媒体を利用して広告することができる。
- ② 第1項の規定による広告に関する事項を審査するため、大韓弁護士協会に外国法諮問士広告審査委員会を置く。

- ③ 外国法諮問士の広告に関しては、「弁護士法」第23条第2項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「弁護士」又は「弁護士等」とあるのは「外国法諮問士」又は「外国法諮問法律事務所」と読み替えるものとする。

第32条（法務部長官の監督等）

- ① 外国法諮問士及び外国法諮問法律事務所は、その活動に関して法務部長官及び大韓弁護士協会の監督を受ける。
- ② 大韓弁護士協会は、外国法諮問士又は外国法諮問法律事務所がこの法律で規定する義務に違反したことを知った場合には、これを法務部長官に報告しなければならない。

第33条（資料提出の義務）

外国法諮問士又は外国法諮問法律事務所は、法務部長官又は大韓弁護士協会が第32条第1項の規定による監督を行うため、理由を明示して、その業務、財産の現況、受任及び会計の内訳の明細その他監督に必要な資料の提出を求める場合には、これに従わなければならない。

第34条（雇用、共同事業、兼任等の禁止）

- ① 外国法諮問士又は外国法諮問法律事務所は、弁護士、法務士、弁理士、公認会計士、税務士及び関税士を雇用することができない。
- ② 外国法諮問士又は外国法諮問法律事務所は、弁護士、法務士、弁理士、公認会計士、税務士及び関税士と共同事業、業務提携、包括的協力関係の設定、事件の共同受任、その他いかなる形式であるかを問わず、事件を共同で処理し、その報酬又は収益を分配することができない。
- ③ 外国法諮問士又は外国法諮問法律事務所

は、弁護士、法務法人、法務法人（有限）、法務組合、法務士、法務士合同法人、弁理士、特許法人、公認会計士、会計法人、税務士、税務法人、関税士及び関税士法人と組合契約、法人設立、持分の取得、経営権の委任をすることができず、その他いかなる方式であるかを問わず、法律事務所、法務法人、法務法人（有限）、法務組合、法務士事務所、法務士合同法人、弁理士事務所、特許法人、公認会計士事務所、会計法人、税務士事務所、税務法人、関税士事務所及び関税士法人を共同で設立し、運営し、又は共同事業を営むことができない。

第 34 条の 2（外国法諮問法律事務所の共同事件処理等）

- ① 自由貿易協定等により法務部長官が告示する自由貿易協定等の当事国に主たる事務所が設立され、かつ、運営されている外国法諮問法律事務所は、事前に大韓弁護士協会に第 34 条の 3 の規定による共同事件処理等のための登録（以下「共同事件処理等のための登録」という。）をした場合には、第 34 条第 2 項の規定にかかわらず、法律事務所、法務法人、法務法人（有限）又は法務組合と国内法事務及び外国法事務が混在した法律事件を事件別又は個別契約により共同で処理し、それにより得られる収益を分配することができる。
- ② 外国法諮問法律事務所の社員又はその社員ではない所属外国法諮問士は、第 1 項の規定による業務を処理する場合には、法律事務所、法務法人、法務法人（有限）又は法務組合所属の弁護士が処理する法律事務に対し、第 24 条各号に規定された業務の範囲を超えて不当に関与してはならない。

第 34 条の 3（共同事件処理等の登録）

- ① 共同事件処理等のための登録は、共同事件

処理等の業務を行おうとする外国法諮問法律事務所の代表者が書面により申請しなければならない。

- ② 大韓弁護士協会は、第 1 項の規定による申請がある場合には、特別な事情がない限り、遅滞なく、外国法諮問法律事務所名簿に登録した後、申請人に登録証明書を発給し、その旨を申請人及び法務部長官に書面により通知しなければならない。
- ③ 第 1 項及び第 2 項で規定した事項のほか、外国法諮問法律事務所の共同事件処理等のための登録手続に関して必要な事項は、大韓弁護士協会が定める。

第 34 条の 4（共同事件処理等の登録の取消し）

- ① 法務部長官は、共同事件処理等のための登録を受けた外国法諮問法律事務所の主たる事務所が、法務部長官が告示する自由貿易協定等の当事国において設立され、かつ、運営されていない場合には、大韓弁護士協会にその登録の取消しを命ずることができる。
- ② 大韓弁護士協会は、第 1 項の規定により登録の取消しを命ぜられ、又は登録の取消事由がある場合には、共同事件処理等のための登録を取り消さなければならない。
- ③ 大韓弁護士協会は、第 2 項の規定により共同事件処理等のための登録を取り消す場合には、その旨及びその理由を当該外国法諮問法律事務所に遅滞なく、書面により通知し、法務部長官に報告しなければならない。
- ④ 第 2 項の規定による登録の取消しに対する不服申立てに関しては、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

第 34 条の 5（共同事件処理等の申告）

- ① 共同事件処理等の登録を受けた外国法諮問法律事務所の代表者は、毎年 1 月 31 日までに前年度にその外国法諮問法律事務所が第

34条の2第1項の規定により締結した契約の相手方である法律事務所、法務法人、法務法人（有限）又は法務組合の名称及びその事務所の所在地、契約締結日その他大韓弁護士協会が定める事項を大韓弁護士協会に申告しなければならない。

- ② 大韓弁護士協会は、第1項の規定による申告を受けた場合には、その旨を法務部長官に書面により通知しなければならない。
- ③ 第1項及び第2項に規定する事項のほか、外国法諮問法律事務所の共同事件処理等の申告手続に関して必要な事項は、大韓弁護士協会が定める。

第35条（「弁護士法」の準用）

外国法諮問士の職務等に関しては、「弁護士法」第30条から第34条まで及び第38条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「弁護士」とあるのは「外国法諮問士」と、「法律事務所」とあるのは「外国法諮問法律事務所」と読み替えるものとする。

第6章 懲戒

第36条（懲戒の種類）

外国法諮問士に対する懲戒の種類は次のとおりとする。

- 1 資格の承認の取消し
- 2 登録の取消し
- 3 3年以下の職務の停止
- 4 3千万ウォン以下の過料
- 5 譴責

第37条（懲戒事由）

- ① 第36条第1号の規定に該当する懲戒事由は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 1 第13条第2項第2号又は第36条第2号の規定による登録の取消しを受けた者、か

つ、外国法諮問法諮問士の職務を遂行することが著しく不相当と認められるとき。

- 2 第36条第3号の規定による職務の停止の処分を2回以上受けた後、再び第2項で定める懲戒事由に該当する者、かつ、外国法諮問士の職務を遂行することが著しく不相当と認められるとき。
- ② 第36条第2号から第5号の規定に該当する懲戒事由は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 1 この法律の規定に違反したとき。
 - 2 大韓弁護士協会が定める倫理章典に違反したとき。
 - 3 職務の内外を問わず、外国法諮問士としての品位を損ねる行為があったとき。

第38条（外国法諮問士懲戒委員会の設置）

- ① 外国法諮問士の懲戒は、外国法諮問士懲戒委員会が行う。
- ② 法務部及び大韓弁護士協会にそれぞれ外国法諮問士懲戒委員会を置く。

第39条（大韓弁護士協会外国法諮問士懲戒委員会の構成）

- ① 大韓弁護士協会外国法諮問士懲戒委員会（以下「弁協懲戒委員会」という。）は、次の各号の委員をもって構成する。この場合において、法務部長官が第2号に掲げる外国法諮問士である委員を推薦することが困難な事情があるときは、これに代えて外国弁護士の資格を有する者を推薦することができる。
 - 1 法院行政処長が推薦する判事2人
 - 2 法務部長官が推薦する検事2人及び外国法諮問士2人
 - 3 大韓弁護士協会の長が推薦する弁護士2人及び弁護士でない法科大学教授1人
- ② 弁協懲戒委員会に委員長1人及び幹事1人を置き、委員長及び幹事は委員が互選する。

- ③ 第1項の規定により委員を推薦するときには、同時に委員と同数の予備委員を推薦しなければならない。
- ④ 弁護士の資格を取得した日から10年が経過していない者は、判事、検事又は弁護士である委員又は予備委員になることができない。
- ⑤ 委員及び予備委員の任期は、それぞれ2年とする。
- ⑥ 弁協懲戒委員会の決定は、委員の過半数の賛成によって議決する。
- ⑦ 弁協懲戒委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、大韓弁護士協会が定める。

第40条（法務部外国法諮問士懲戒委員会の構成）

- ① 法務部外国法諮問士懲戒委員会（以下「法務部懲戒委員会」という。）は、委員長1人及び副委員長1人、委員長及び副委員長以外の委員7人で構成し、予備委員7人を置く。
- ② 法務部懲戒委員会の委員長は、法務部長官とし、副委員長は、法務部次官とし、委員及び予備委員は、次の各号に掲げる者を法務部長官が任命し、又は委嘱する。この場合において、外国法諮問士である委員を委嘱することが困難な事情があるときは、法務部長官は、外国弁護士の資格を有する者を委嘱することができる。
 - 1 法院行政処長が推薦する判事の中から2人
 - 2 検事2人
 - 3 外国法諮問士1人
 - 4 大韓弁護士協会の長が推薦する弁護士の中から1人
 - 5 法科大学教授又は経験及び徳望がある者で弁護士でないものそれぞれ1人
- ③ 弁協懲戒委員会の委員及び予備委員は、法務部懲戒委員会の委員及び予備委員を兼ねる

ことができない。

- ④ 委員及び予備委員の任期は、それぞれ2年とする。
- ⑤ 委員長は、法務部懲戒委員会の業務を総括し、法務部懲戒委員会を代表し、会議を招集し、その議長となる。
- ⑥ 委員長がやむを得ない事由によりその職務を遂行することができないときには、副委員長がその職務を代行し、副委員長もその職務を代行することができないときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- ⑦ 法務部懲戒委員会の決定は、委員の過半数の賛成によって決する。

第41条（懲戒委員会の権限）

- ① 弁協懲戒委員会は、第37条第2項の規定による懲戒事由に該当する懲戒事件を審理する。
- ② 法務部懲戒委員会は、第37条第1項の規定による懲戒事由に該当する懲戒事件及び弁協懲戒委員会の懲戒の決定に対する不服申立てを審理する。

第42条（懲戒の請求等）

- ① 大韓弁護士協会の長は、外国法諮問士が第37条第1項の規定による懲戒事由に該当すると判断される場合にあつては、法務部懲戒委員会に懲戒を請求し、第37条第2項の規定による懲戒事由に該当すると判断される場合にあつては、弁協懲戒委員会に懲戒を請求しなければならない。ただし、懲戒事由が発生した日から3年が経過したときには、これを請求することができない。
- ② 依頼人又は依頼人の法定代理人、配偶者、直系親族及び兄弟姉妹は、外国法諮問士に第37条の規定による懲戒事由があると判断される場合には、その事由を記載した書面を添

付して、大韓弁護士協会の長にその外国法諮問士に対する懲戒の請求を申請することができる。

- ③ 地方検察庁検事長は、犯罪捜査等の検察事務の遂行中に外国法諮問士に懲戒事由があることを発見したときには、大韓弁護士協会の長にその外国法諮問士に対する懲戒の請求を申請しなければならない。
- ④ 大韓弁護士協会の長は、第2項及び第3項の規定による申請に対し、懲戒を請求しない場合には、その理由を申請人に書面により通知しなければならない。
- ⑤ 懲戒の請求の申請人の不服申立てに関しては、「弁護士法」第97条の5の規定を準用する。

第43条（懲戒の決定期間等）

- ① 弁協懲戒委員会は、懲戒の請求を受け、又は第42条第5項において準用する「弁護士法」第97条の5第2項の規定による懲戒手続を開始した日から6か月以内に懲戒に関する決定をしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときには、その議決により6か月の範囲内において、その期間を延長することができる。
- ② 法務部懲戒委員会が第37条第1項の規定による懲戒事由に関する懲戒開始の請求を受け、又は弁協懲戒委員会の決定に対する不服申立てを受けたときも、第1項と同様とする。

第44条（懲戒の執行、手続等）

- ① 第36条第1号の規定による懲戒は、法務部長官が執行し、第36条第2号から第5号までの規定による懲戒は、大韓弁護士協会の長が執行する。
- ② 第36条第4号の規定による過料の決定は、「民事執行法」の規定による執行力のある債務名義と同一の効力を有し、検事の指揮により執行する。

- ③ 外国法諮問士の懲戒に関しては、「弁護士法」第98条第3項、第98条の2、第98条の3、第98条の4第2項、第3項、第98条の5第3項、第4項、第99条、第100条及び第101条の2の規定を準用する。

第45条（業務停止命令）

- ① 法務部長官は、外国法諮問士に対して公訴が提起され、又は第42条第1項の規定による懲戒手続が開始され、その裁判又は懲戒決定の結果、資格の承認の取消し又は登録の取消しに至るおそれが著しいときにおいて、何らの処分がされない場合において、今後依頼人又は公共の利益を害する具体的な危険性を生じることとなるときは、法務部懲戒委員会にその外国法諮問士の業務停止を請求することができる。ただし、略式命令が請求された場合及び過失の罪の公訴が提起された場合には、この限りでない。
- ② 法務部長官は、法務部懲戒委員会の決定により当該外国法諮問士に対し、業務停止を命ずることができる。
- ③ 外国法諮問士の業務停止に関しては、「弁護士法」第103条から第108条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「弁護士」とあるのは「外国法諮問士」と読み替えるものとする。

第7章 罰則

第46条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、7年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、これらの懲役及び罰金を併科することができる。

- 1 外国法諮問士又は弁護士でないにもかかわらず、金品、供応その他の利益を受け、若しくは受けることを約束し、又は第三者

に金品、供応その他の利益を供与させ、若しくは供与させることを約束して、外国法事務を取り扱い、又はこれらの行為を斡旋した者

2 第35条の規定により準用する「弁護士法」第33条及び第34条の規定に違反した者

3 金品、供応その他の利益を受け、若しくは受けることを約束し、又は第三者に金品、供応その他の利益を供与させ、若しくは供与させることを約束して、次に掲げる事件に関し鑑定、代理、仲裁、和解、請託、法律相談若しくは法律関係の文書作成その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの行為を斡旋した外国法諮問士。ただし、外国法諮問士が第24条各号に掲げる事務を処理する場合を除く。

イ 訴訟事件、非訟事件、家事調停又は家事審判事件

ロ 行政審判又は審査請求若しくは異議申立てその他行政機関に対する不服申立事件

ハ 捜査機関において取り扱われている捜査事件

ニ 法令により設置された調査機関において取り扱われている調査事件

ホ その他の一般法律事件

第47条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、これらの懲役及び罰金を併科することができる。

1 第25条第1項の規定に違反して業務を行った外国法諮問士

2 第30条の規定に違反して秘密を漏らした者及びその違反の事実を知りながら、これを利用して不正な利益を得る目的で秘密

を取得し、又は使用した者

3 第34条第1項の規定に違反して、弁護士を雇用した者及びこれに雇用された弁護士

4 第34条第2項又は第3項の規定に違反した外国法諮問士及び弁護士

5 次に掲げる者のいずれかに該当する外国法諮問士

イ 外国の裁判所又は行政機関のために行う文書の送達及び証拠調査を行った者

ロ 大韓民国に所在する不動産に関する権利、知的財産権、鉱業権その他行政庁に登録し、若しくは登録することを成立要件又は対抗要件とする権利の得喪又は変更を主な目的とする事務を代理し、又はこれを目的とする文書の作成を行った者

第48条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、これらの懲役及び罰金を併科することができる。

1 法務部長官又は大韓弁護士協会に外国法諮問士の資格の承認又は登録に関して虚偽の申請をして、資格の承認を受け、又は登録をした者

2 第34条第1項の規定に違反して、法務士、弁理士、公認会計士、税務士及び関税士を雇用した者並びにこれに雇用された法務士、弁理士、公認会計士、税務士及び関税士

3 第34条第2項又は第3項の規定に違反した法務士、弁理士、公認会計士、税務士及び関税士

4 第35条において準用する「弁護士法」第32条の規定に違反して、係争権利を譲り受けた者

5 外国法諮問士でないにもかかわらず、外国法諮問士若しくは外国法諮問法律事務所の標示若しくは記載をし、又は利益を得る

目的で外国法事務を取り扱う旨の表示若しくは記載をした者

第49条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、これらの懲役及び罰金を併科することができる。

- 1 第31条第3項において準用する「弁護士法」第23条第2項第1号の規定に違反して、広告をした者
- 2 第35条において準用する「弁護士法」第31条第1項第3号の規定に違反して、事件を受任した者

第50条 (常習犯)

常習的に第46条の罪を犯した者は、10年以下の懲役に処する。

第51条 (外国人の国外犯)

第47条第2号の規定は、大韓民国外において罪を犯した外国人に適用する。ただし、行為地の法律により犯罪を構成しない場合又は訴追若しくは刑の執行を免除する場合には、この限りでない。

第52条 (没収又は追徴)

第46条の罪を犯した者又は事情を知った第三者が受領した金品その他の利益は、没収する。これを没収することができないときには、その価額を追徴する。

第53条 (過料)

① 次の各号のいずれかに該当する者は、3千万ウォン以下の過料に処する。

- 1 第15条第3項の規定に違反した者
- 2 第21条又は第23条第1項の規定に違反した外国法諮問法律事務所の代表者
- 3 第25条第2項の規定に違反した外国法諮問士及びその使用者
- 4 第27条第3項から第5項までの規定に違反した者
- 5 第29条の規定に違反した外国法諮問士

② 次の各号のいずれかに該当する者は、1千万ウォン以下の過料に処する。

- 1 第22条の規定に違反し、又は第20条第2項の規定により準用する「弁護士法」第22条第2項の規定に違反した外国法諮問法律事務所の代表者
- 2 第33条の規定に違反して法務部長官の資料提出要求に従わず、又は虚偽の資料を提出した者
- 3 第34条の5第1項の規定に違反して申告をせず、又は虚偽の申告をした外国法諮問法律事務所の代表者
- 4 公正証書作成の囑託を代理した外国法諮問士

③ 第1項及び第2項の規定による過料の処分、徴収、これに対する不服申立て等に関しては、「弁護士法」第117条第3項から第6項までの規定を準用する。

(きくち ゆうじ)

公認会計士法

공인회계사법

((他) 一部改正 2011.7.21 法律第 10866 号 施行日 2012.7.22)

菊池 勇次郎

(本稿は、海外立法情報課が翻訳を依頼したものである。)

【目次】

第 1 章 総則 (第 1 条～第 4 条)
第 2 章 試験 (第 5 条～第 6 条の 2)
第 3 章 登録及び開業 (第 7 条～第 11 条)
第 4 章 権利及び義務 (第 12 条～第 22 条)
第 5 章 会計法人 (第 23 条～第 40 条)
第 5 章の 2 外国公認会計士及び外国会計法人 (第 40 条の 2～第 40 条の 18)
第 6 章 韓国公認会計士会 (第 41 条～第 47 条)
第 7 章 懲戒 (第 48 条～第 49 条)
第 8 章 補則 (第 50 条～第 52 条)
第 8 章の 2 課徴金の賦課及び徴収 (第 52 条の 2～第 52 条の 5)
第 9 章 罰則 (第 53 条～第 54 条)
附則 (抄)

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律は、公認会計士制度を確立することにより、国民の権利及び利益保護と企業の健全な経営及び国家経済の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 (職務の範囲)

公認会計士は、他人の委嘱によって次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 会計に関する監査、鑑定、証明、計算、整理、立案又は法人設立等に関する会計
- 2 税務代理
- 3 第 1 号及び第 2 号に附帯する業務

第 3 条 (資格)

公認会計士試験に合格した者は、公認会計士となる資格を有する。

第 4 条 (欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

- 1 未成年者、禁治産者、限定治産者
- 2 禁錮以上の実刑に処せられた者であって、その執行が終了し (終了したとみなす場合を含む)、又は執行を受けることがなくなってから 5 年を経過しないもの
- 3 禁錮以上の刑の執行猶予の言渡しを受け、その猶予期間が終了した日から 2 年を経過しない者
- 4 禁錮以上の刑の宣告猶予を受け、その宣告猶予期間にある者
- 5 破産者であって復権を得ないもの
- 6 弾劾又は懲戒処分により罷免若しくは免職され、又はこの法若しくは「税務士法」の規定による懲戒によって除名又は登録が取り消され、当該処分の日から 5 年を経過しない者

第 2 章 試験

第 5 条 (公認会計士試験)

- ① 公認会計士試験 (以下「試験」という。) は、金融委員会が実施し、第 1 次試験及び第 2 次試験で構成される。
- ② 試験の科目その他試験に関し必要な事項は、大統領令で定める。
- ③ 試験を受けようとする者は、次の各号のい

いずれかに該当していなければならない。

- 1 「高等教育法」第2条の各号の規定による学校、「生涯教育法」第21条又は第22条の規定による社内大学又は通信大学形態の生涯教育施設（以下「学校」という。）において、一定の科目について一定以上の単位を履修した者
 - 2 「単位の認定等に関する法律」の規定により、一定の科目について一定以上の単位を履修したものとして単位の認定を受けた者
 - 3 「独学による学位取得に関する法律」の規定により、一定科目について一定以上の単位を履修したものとして単位の認定を受けた者
- ④ 第3項の規定による科目の種類、単位数、単位の認定の基準及び受験資格の証明方法は、大統領令で定める。
- ⑤ 第3項の規定による学校の長及び単位を認定する機関の長は、試験を受けようとする者の受験資格の有無に関し、金融委員会又は試験を受けようとする者の確認要請に応じなければならない。

第6条（試験の一部免除）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、試験のうち第1次試験を免除する。
- 1 5級以上の公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員として3年以上企業会計、会計監査又は直接税税務会計に関する事務を担当した経験を有する者
 - 2 大学、専門大学（これに準ずる学校を含む。）の助教授以上の職にあり、3年以上会計学を教授した経験を有する者
 - 3 「銀行法」第2条の規定による銀行又は大統領令で定める機関において、大統領令で定める職級以上の職において、5年以上会計に関する事務を担当した経験を有する者

- 4 大尉以上の主計将校として、5年以上軍の経理又は会計監査に関する事務を担当した経験を有する者
 - 5 第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の能力があるものとして大統領令で定める者
- ② 第1次試験に合格した者に対しては、その次の回の試験に限り第1次試験を免除する。

第6条の2（公認会計士資格制度審議委員会）

- ① 公認会計士資格の取得に関連する次の各号に掲げる事項を審議するため、金融委員会の下に公認会計士資格制度審議委員会を置く。
- 1 公認会計士の試験科目等の試験に関する事項
 - 2 試験において選抜する人数の決定に関する事項
 - 3 その他公認会計士資格の取得に関連する重要事項
- ② 公認会計士資格制度審議委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 登録及び開業

第7条（登録）

- ① 公認会計士の資格を有する者が第2条の規定による職務を行おうとする場合（会計法人の社員又は職員になろうとする場合を含む。）には、大統領令で定めるところにより、1年以上の実務修習を受けた後、金融委員会の登録を受けなければならない。ただし、第6条第1項各号のいずれかに該当する者に対しては、実務修習を免除する。
- ② 金融委員会は、大統領で定めるところにより、第1項の規定による実務修習に対する支援をすることができる。
- ③ 第1項の規定による登録に関する申請手

続、添付すべき書類その他必要な事項は、大統領令で定める。

- ④ 第1項の規定による登録は、大統領令で定めるところにより、これを更新させることができる。この場合において、更新期間は、3年以上とする。

第8条（登録の拒否）

- ① 金融委員会は、第7条第1項の規定による登録を申請した者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。
- 1 第4条各号のいずれかに該当するとき。
 - 2 第7条の規定による実務修習を受けなければならない者がこれを受けなかったとき。
- ② 金融委員会は、第1項の規定により登録を拒否したときには、遅滞なく、その事由を明らかにし、申請人に通知しなければならない。

第9条（登録の取消し）

- ① 第7条の規定により登録を受けた公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、金融委員会は、その公認会計士の登録を取り消す。
- 1 第4条各号のいずれかに該当したとき。
 - 2 登録の取消しの申請があったとき。
 - 3 削除
 - 4 死亡したとき。
- ② 第8条第2項の規定は、第1項第1号及び第2号の場合について準用する。

第10条 削除

第11条（類似名称の使用禁止）

公認会計士ではない者は、公認会計士又はこれに類似する名称を使用することができない。

第4章 権利及び義務

第12条（事務所の開設）

- ① 公認会計士は、第2条の規定による職務を行うため、事務所を設けることができる。
- ② 公認会計士は、いかなる名目であっても、2個以上の事務所を設けることができない。

第13条（事務職員）

- ① 公認会計士は、その職務の適正な遂行を補助するための事務職員（以下「事務職員」という。）を置くことができる。
- ② 公認会計士は、事務職員を指導及び監督する責任を負う。

第14条 削除

第15条（公正、誠実義務等）

- ① 公認会計士は、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。その職務を行うときは、独立性を維持しなければならない。
- ② 公認会計士は、その品位を損ねる行為をしてはならない。
- ③ 公認会計士は、職務を行うとき、故意により真実を隠し、又は虚偽の報告をしてはならない。

第16条（会則遵守）

公認会計士は、韓国公認会計士会の会則を遵守しなければならない。

第17条 削除

第18条（帳簿の保管）

公認会計士は、その職務に関して帳簿を作成し、これを事務所に保管しなければならない。

第19条 (損害賠償の保障)

公認会計士(会計法人に所属する公認会計士を除く。)は、職務を行うに当たって、故意又は過失により委嘱人(第2条第1号の規定による職務を行う場合には、善意の第3者を含む。)に損害を発生させた場合に委嘱人に対する損害賠償が保障されるよう、大統領令で定めるところにより、韓国公認会計士会が会則で定めるところにより運営する共済事業への加入又は保険加入等、必要な措置をとらなければならない。

第20条 (秘密を守る義務)

公認会計士若しくはその事務職員又は公認会計士であった者若しくはその事務職員であった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、他の法令に特別の定めがある場合には、この限りでない。

第21条 (職務制限)

- ① 公認会計士は、次の各号のいずれかに該当する者に対する財務諸表(「株式会社の外部監査に関する法律」第1条の2の規定による連結財務諸表を含む。以下同じ。)を監査し又は証明する職務を行うことができない。
 - 1 自己又は配偶者が役員若しくはそれに準ずる職位(財務に関する事務の責任ある担当者を含む。)にあり、又は過去1年以内にその職位にあった者(会社を含む。以下この条において同じ。)
 - 2 自己又は配偶者がその使用人であり、又は過去1年以内に使用人であった者
 - 3 第1号及び第2号以外に自己又は配偶者と明らかな利害関係があり、その職務を公正に行う上で支障になると認められる者として大統領令で定める者
- ② 公認会計士は、特定会社の財務諸表を監査し、又は証明する業務を行う契約を締結して

いる期間中には、当該会社に対して次の各号のいずれかに該当する業務を行うことができない。

- 1 会計記録及び財務諸表の作成
 - 2 内部監査業務の代行
 - 3 財務情報体制の構築又は運営
 - 4 その他財務諸表の監査又は証明業務と利害が衝突するおそれがあるとして大統領令で定める業務
- ③ 第2項の規定による公認会計士は、同項各号のいずれかに該当する業務以外の業務は、内部統制手続等、大統領令で定める手続に従って行うことができる。

第22条 (名義貸し等の禁止)

- ① 公認会計士は、他人に自己の氏名又は商号を使用させ、第2条の規定による職務を行わせ、又はその登録証を貸与してはならない。
- ② 公認会計士は、係争権利を譲り受けてはならない。
- ③ 公認会計士は、第2条の職務を行うとき、不正な請託を受け、金品若しくは利益を收受し、要求し、若しくは約束し、又は委嘱人が詐欺その他不正な方法により不当な金銭上の利得を得るようこれに加担し又は相談してはならない。

第5章 会計法人

第23条 (設立)

- ① 公認会計士は、第2条の規定による職務を組織的かつ専門的に行うため、会計法人を設立することができる。
- ② 会計法人の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 1 目的
 - 2 名称
 - 3 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

- 4 社員及び理事の氏名、住民登録番号（外国公認会計士である社員は外国人登録番号）及び住所
- 5 出資1口の金額
- 6 各社員の出資口数
- 7 資本金総額
- 8 欠損金の補填に関する事項
- 9 社員総会に関する事項
- 10 代表理事に関する事項
- 11 業務に関する事項
- 12 存続期間又は解散事由を定めた場合には、その時期及び事由

第24条（会計法人の登録）

- ① 会計法人が第2条の職務を行おうとするときには、大統領令で定めるところにより、金融委員会の登録を受けなければならない。
- ② 第1項の規定による登録を受けようとする会計法人は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。
 - 1 第26条及び第27条第1項の規定に適合すること。
 - 2 登録申請書類の内容がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反しないこと。
 - 3 登録申請書類に虚偽の記載がないこと。
- ③ 金融委員会は、登録の申請をした者が第2項の規定による要件を備えていない場合には、登録を拒否することができ、登録申請書類に不備がある場合には、期間を定めてその補完を要請することができる。
- ④ 第1項の規定による会計法人の登録の手続、添付すべき書類等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第25条 削除

第26条（理事等）

- ① 会計法人には、3名以上の公認会計士であ

る理事を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、理事になることができない。

- 1 社員ではない者
- 2 第48条の規定により職務停止処分（一部職務停止処分を含む。）を受けた後、その職務停止期間中にある者
- 3 第39条の規定により登録が取り消され、又は業務を停止させられた会計法人の理事であった者（登録の取消し又は業務停止の事由が発生したときの理事であった者に限る。）であり、登録の取消しから3年を経過しないもの又は業務停止期間中にあるもの
- 4 第40条の2第1項の規定による外国公認会計士
- ② 会計法人の理事及び職員のうち10名以上は、公認会計士でなければならない。
- ③ 第2項の規定に該当する公認会計士のうち理事ではない公認会計士（以下「所属公認会計士」という。）は、第1項第2号の規定に該当しない者でなければならない。
- ④ 会計法人には、総理令で定めるところにより、代表理事を置かなければならない。
- ⑤ 会計法人の社員は、公認会計士（当該会計法人に雇用された外国公認会計士を含む。）でなければならない。その数は、3名以上でなければならない。

第27条（資本金等）

- ① 会計法人の資本金は、5億ウォン以上でなければならない。
- ② 会計法人は、直前の事業年度末の貸借対照表の資産総額から負債総額を差し引いた金額が大統領令で定める金額に達しない場合には、不足した金額を毎事業年度終了後6か月以内に社員の贈与により、これを補填し又は増資しなければならない。

- ③ 第2項の規定により贈与した場合には、これを特別利益として計上する。
- ④ 金融委員会は、会計法人が第2項の規定による補填又は増資をしなかった場合には、期間を定めて、この補填又は増資を命ずることができる。

第28条 (損害賠償準備金)

- ① 会計法人は、第2条の規定による職務を行う際に発生させた委嘱人(第2条第1号の規定による職務を行う場合には、善意の第3者を含む。)の損害に対する賠償(「株式会社の外部監査に関する法律」第17条の規定による損害賠償を含む。)を保障するため、大統領令で定めるところにより、毎事業年度、損害賠償準備金を積み立てなければならない。
- ② 第1項の規定による損害賠償準備金は、金融委員会の承認を得なければ、損害賠償以外の他の用途に使用することができない。

第29条 (他法人に対する出資の制限等)

- ① 会計法人は、自己資本に大統領令で定める比率を乗じた金額を超過して他の法人に出資し、又は他人のためにする債務保証をしてはならない。
- ② 第1項の規定による自己資本は、直前事業年度末の貸借対照表の資産総額から負債総額(損害賠償準備金を除く。)を差し引いた金額をいう。

第30条 (会計処理等)

- ① 会計法人は、この法律で特別に規定していない事項については、「株式会社の外部監査に関する法律」第13条の規定による会計処理基準により会計処理をしなければならない。
- ② 会計法人は、「株式会社の外部監査に関する法律」第1条の2第1号の規定による財務諸表を作成し、毎事業年度終了後3か月以内

に金融委員会に提出しなければならない。

- ③ 金融委員会は、必要と認める場合には、第2項の規定による財務諸表が適正に作成されているかどうかについて検査することができる。

第31条 (名称)

- ① 会計法人は、その名称中に会計法人という文字を用いなければならない。
- ② 会計法人でない者が会計法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第32条 (事務所)

- ① 会計法人は、大統領令で定めるところにより、主たる事務所以外に従たる事務所を置くことができる。
- ② 会計法人の理事及び所属公認会計士は、所属する会計法人以外の事務所を置くことができない。

第33条 (職務制限)

- ① 会計法人は、次の各号のいずれかに該当する者に対する財務諸表を監査又は証明する職務を行うことができない。
 - 1 会計法人が株式を所有又は出資している者(会社を含む。以下この条において同じ。)
 - 2 会計法人の社員が第21条第1項各号のいずれかに該当する関係がある者
 - 3 第1号及び第2号に掲げる事項以外に会計法人が明らかな利害関係を有しており、又は過去1年以内にそのような利害関係を有していたと認められる者として大統領令で定める者
- ② 第21条第2項及び第3項の規定は、会計法人について、これを準用する。

第34条 (業務の執行方法)

- ① 会計法人は、その理事以外の者に会計に関する監査又は証明に関する業務を行わせては

ならない。ただし、所属公認会計士を会計法人の補助者とすることができる。

- ② 会計法人が財務諸表について監査又は証明する場合には、第26条第4項の規定による代表理事が当該文書に会計法人の名義を表示し、記名押印しなければならない。

第35条（競業の禁止）

会計法人の理事又は所属公認会計士は、自己若しくは第3者のためにその会計法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の会計法人の理事若しくは所属公認会計士になつてはならない。

第36条（脱退）

社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当然、脱退する。

- 1 第9条の規定により登録が取り消されたとき。
- 2 第26条第1項第2号に該当するとき。
- 3 定款に定めた事由が発生したとき。
- 4 社員総会の決議があったとき。

第37条（解散）

- ① 会計法人は、次の各号のいずれかに掲げる事由によって解散する。
- 1 定款に定める事由の発生
 - 2 社員総会の決議
 - 3 合併
 - 4 登録の取消し
 - 5 破産
 - 6 裁判所の命令又は判決
- ② 会計法人は、第1項第1号乃至第3号の事由が発生したときは、その事実を金融委員会に通報しなければならない。
- ③ 会計法人は、第1項の事由により解散する場合には、第28条第1項の規定により積み立てた損害賠償準備金の金額（解散直前の事

業年度末における貸借対照表上の金額をいう。）に該当する金額を韓国公認会計士会に別途に預けなければならない。

- ④ 第3項の規定による預託金の管理及び運営に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第38条（定款変更の申告）

第23条第2項の規定による定款の記載事項中、第1号、第7号（資本金が減少した場合に限る。）及び第11号の事項について変更があったときは、遅滞なくこれを金融委員会に申告しなければならない。

第39条（登録の取消し等）

- ① 金融委員会は、会計法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。ただし、第1号から第3号までに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
- 1 第26条第1項、第2項又は第27条第1項の規定による要件を満たしていない会計法人が3か月以内にこれを補完しなかったとき。
 - 2 虚偽その他の不正な方法により第24条第1項の規定による登録を受けたとき。
 - 3 業務停止命令に違反し、業務を行ったとき。
 - 4 第26条第4項、第27条第2項、第28条、第29条、第30条第1項、第2項、第31条第1項、第33条、第34条又は第38条の規定（第40条の規定により準用される第15条第1項、第3項、第16条、第18条、第20条、第22条の規定を含む。）に違反したとき。
 - 5 監査又は証明に重大な錯誤又は脱漏があったとき。

6 その他この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

② 削除

第 39 条の 2 (聴聞)

金融委員会は、第 39 条の規定により会計法人の登録を取り消そうとする場合には、その聴聞を実施しなければならない。

第 40 条 (準用規定)

① 第 13 条、第 15 条第 1 項、第 3 項、第 16 条、第 18 条、第 20 条、第 22 条及び第 48 条第 4 項の規定は、その性質に反しない限り、会計法人について、これを準用する。

② 会計法人について、この法律に規定されていない事項は、「商法」の有限会社に関する規定を準用する。

第 5 章の 2 外国公認会計士及び外国会計法人

第 40 条の 2 (定義)

この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「外国公認会計士」とは、大韓民国以外の国において、その国の法令により業務を行うに当たって必要なすべての要件を備え、登録を受けた公認会計士のうち第 40 条の 4 第 1 項の規定により金融委員会の登録を受けた者をいう。
- 2 「外国会計法人」とは、大韓民国以外の国において、その国の法令により設立され、その本店事務所がその国にある会計法人又はこれに準ずる団体のうち第 40 条の 7 第 1 項の規定により登録を受けた法人又は団体をいう。
- 3 「外国会計事務所」とは、外国公認会計

士又は外国会計法人が第 40 条の 3 の規定による職務を行うために国内に設ける事務所をいう。

4 「原資格国」とは、外国の公認会計士又は外国会計法人が適法に業務を行うに当たって必要なすべての手続を終えた国（外国会計法人の場合には、本店事務所が設置された国をいう。）をいう。ただし、ある国の中の地域的に限定された資格が付与されるいくつかの州、省、自治区等がある場合には、その国の法令等の規定により、その資格が通用する州、省、自治区等のすべてを原資格国とみなす。

5 「条約等」とは、自由貿易協定等その他の名称のいかんを問わず、大韓民国が外国（国家連合、経済共同体等、国家の連合体を含む。）と各当事国における公認会計士事務に関する協約を締結し、その効力が発生したあらゆる合意をいう。

第 40 条の 3 (職務の範囲)

外国公認会計士及び外国会計法人は、他人の委嘱によって次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 原資格国の会計法及び会計基準に関する諮問⁽¹⁾
- 2 国際的に通用する国際会計法及び国際会計基準に関する諮問

第 40 条の 4 (外国公認会計士の登録)

- ① 原資格国が条約等の当事国に該当する外国公認会計士が第 40 条の 3 の規定による職務を行おうとする場合には、金融委員会の登録を受けなければならない。
- ② 第 1 項の規定による登録を受けようとする者は、大統領令で定めるところにより、金融委員会に登録の申請をしなければならない。

(1) ここでの諮問とはコンサルティングを意味し、外国公認会計士及び外国会計法人自身がコンサルティングを行う。

- ③ 金融委員会は、第2項の規定による申請について、第40条の5の規定による登録の拒否の事由がない場合には、遅滞なくこれを外国公認会計士名簿に登録し、登録証明書を発給しなければならない。この場合においては、原資格国を外国公認会計士名簿及び登録証明書とともに記載しなければならない。
- ④ 第3項の規定による登録の有効期間は、5年とする。
- ⑤ 登録の更新の申請は、第4項の規定による有効期間が終了する日の6か月前から1か月前までにしなければならない。
- ⑥ その他の外国公認会計士の登録及び登録の更新に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第40条の5（外国公認会計士の登録の拒否）

金融委員会は、第40条の4第2項の規定による登録の申請又は同条第5項の規定による登録の更新の申請をしようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録又は登録の更新を拒否することができる。この場合においては、金融委員会は遅滞なく、その事由を具体的に明らかにし、申請人に通知しなければならない。

- 1 第4条の規定による欠格事由に該当するとき（原資格国の法令により第4条の規定による欠格事由に該当する場合を含む。）。
- 2 第40条の6の規定による登録の取消し事由が発見されたとき。

第40条の6（外国公認会計士の登録の取消し）

金融委員会は、第40条の4第1項の規定により登録を受けた外国公認会計士が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 1 原資格国における公認会計士の登録が取り消され、又は職務停止若しくはこれに準ずる処分を受けたとき。

- 2 第9条第1項各号のいずれかに該当するとき（原資格国の法令により第4条の欠格事由に該当する場合を含む。）。
- 3 虚偽又はその他の不正な方法により第40条の4第1項の規定による登録を受けたとき。
- 4 第40条の4第4項の規定による登録の有効期間が満了したとき。

第40条の7（外国会計法人の登録）

- ① 原資格国が条約等の当事国に該当する外国会計法人が外国会計事務所を開設し、第40条の3の規定による職務を行おうとする場合には、金融委員会の登録を受けなければならない。
- ② 第1項の規定による登録を受けようとする外国会計法人は、大統領令で定めるところにより、金融委員会に登録の申請をしなければならない。
- ③ 金融委員会は、第2項の規定による申請について、特別な事情がない限り、遅滞なくこれを外国会計法人名簿に登録し、登録証明書を発給しなければならない。この場合においては、原資格国を外国会計法人名簿及び登録証明書とともに記載しなければならない。
- ④ その他の外国会計法人の登録手続、添付すべき書類等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第40条の8（外国会計法人の登録の取消し等）

金融委員会は、外国会計法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。ただし、第1号から第7号までのいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。登録取消しと関連する手続については、第39条の2の規定を準用する。

- 1 原資格国においてその登録が取り消され、又は業務停止若しくはそれに準ずる処分を受けたとき。
- 2 業務停止命令に違反し、業務を行ったとき。
- 3 第40条の3の規定に違反し、職務の範囲外の業務を行ったとき。
- 4 虚偽又はその他の不正な方法により第40条の7第1項の規定による登録を受けたとき。
- 5 第40条の10第1項の規定に違反し、第7条第1項の規定による登録を受けた公認会計士を雇用したとき。
- 6 第40条の10第2項の規定に違反し、公認会計士又は会計法人と第40条の3の規定による職務を共同で行い、それにより受け取った報酬又は収益を分配したとき。
- 7 第40条の10第3項の規定に違反し、公認会計士又は会計法人と法人の設立、持分の取得、経営権の委任又はその他の方式により会計法人を共同で設立し又は運営したとき。
- 8 第40条の11第1項の規定に違反し、その資格を表示するときに原資格国の国名が含まれた名称を用いなかったとき。
- 9 第40条の11第2項の規定に違反し、外国会計事務所を開設するときに原資格国及び事務所の名称を表示しなかったとき。
- 10 第40条の11第3項の規定に違反し、外国会計事務所の内外の場所に原資格国を公示しなかったとき。
- 11 第40条の11第4項の規定に違反し、委嘱契約の締結前に委嘱人に対して原資格国及び業務範囲を明らかにしなかったとき。
- 12 第40条の11第5項の規定に違反し、代表理事が当該文書に原資格国及び会計法人の名義を表示せず、又は記名押印しなかったとき。
- 13 第40条の13第1項の規定に違反し、事

業年度が終了した日から3か月以内に営業報告書を提出しなかったとき。

14 第40条の13第2項の規定に違反し、金融委員会の資料提出要求に従わなかったとき。

15 第40条の18の規定により準用される規定に違反したとき。

第40条の9 (外国公認会計士の業務の遂行方式)

① 外国公認会計士は、次の各号に掲げるいずれかの方式によってのみ、第40条の3の規定による職務を行うことができる。

1 外国会計事務所を開設し、業務を行う方式

2 外国公認会計士又は外国会計法人に雇用され、業務を行う方式

3 第24条の規定により登録を受けた会計法人に雇用され、業務を行う方式

② 外国公認会計士は、同時に2個以上の会計法人（外国会計法人を含む。）及び外国公認会計士に所属又は雇用され、その職を兼ねることはできない。

第40条の10 (雇用、共同事業等の禁止)

① 外国公認会計士及び外国会計法人は、第7条第1項の規定による登録を受けた公認会計士を雇用することができない。

② 外国公認会計士及び外国会計法人は、公認会計士又は会計法人と共同受任その他のいかなる方式においても第40条の3の規定による職務を共同で遂行し、それにより受け取った報酬又は収益を分配してはならない。

③ 外国会計法人は、公認会計士又は会計法人と法人の設立、持分の取得、経営権の委任、又はその他のいかなる方式においても会計法人を共同で設立又は運営することができない。

第40条の11 (資格の表示等)

① 外国公認会計士及び外国会計法人は、職務を行うときにその資格を表示する場合には、

大韓民国において通用する原資格国の国名に続けて「公認会計士」又は「会計法人」を付加した名称を使用しなければならない。ただし、原資格国が州、省、自治区等、ある国の中の一部地域である場合には、その地域が属する国の国名に続けて「公認会計士」又は「会計法人」を付加した名称を使用することができる。

- ② 外国公認会計士及び外国会計法人が外国会計事務所を開設する場合には、原資格国及び事務所の名称（外国会計法人の場合には、本店事務所の名称をいう。）に続けて「会計事務所」を付加した名称を使用しなければならない。
- ③ 外国公認会計士及び外国会計法人は、当該外国会計事務所内外の場所において、一般に公示することが適切と認められる場所に外国公認会計士又は外国会計法人及びそれに所属する外国公認会計士の原資格国を公示しなければならない。
- ④ 外国公認会計士及び外国会計法人は、委嘱契約締結前に委嘱人に原資格国及び業務範囲を明示しなければならない。
- ⑤ 外国会計法人が第40条の3の規定による職務を行う場合には、代表理事が当該文書に原資格国及び会計法人の名義を表示し、記名押印しなければならない。

第40条の12（会計法人に対する出資）

外国公認会計士は、第23条の規定により設立された会計法人に当該会計法人の議決権を有する出資持分又は資本金総額の100分の50未満の範囲において出資することができる。この場合において、外国公認会計士1人当たりの出資金は、当該会計法人の議決権を有する出資持分又は資本金総額の100分の10未満でなければならない。

第40条の13（営業報告書等の提出）

- ① 外国公認会計士及び外国会計法人は、総理令で定める営業報告書を作成し、毎事業年度が終了した日から3か月以内に金融委員会に提出しなければならない。
- ② 外国公認会計士及び外国会計法人は、金融委員会が理由を具体的に明示し、要求する場合には、その業務の現況に関する資料を提出しなければならない。

第40条の14（在留義務）

- ① 外国公認会計士は、最初の業務開始日から1年のうち180日以上大韓民国に在留しなければならない。
- ② 外国公認会計士が、本人又は親族の負傷又は疾病、その他のやむを得ない事情により外国に在留した期間は、大韓民国に在留したものとみなす。

第40条の15（書類の提出）

- ① 外国公認会計士及び外国会計法人が、この法律の規定により提出する書類は、原本又は認証を受けた謄本でなければならない。ハンゲルで作成されていない場合には、公証人の認証を受けたハンゲル翻訳本を添付しなければならない。
- ② 外国公認会計士及び外国会計法人は、原資格国においてその登録が取り消され、又は職務停止若しくはそれに準ずる処分を受けた場合には、遅滞なく、金融委員会に申告しなければならない。

第40条の16（秘密を守る義務）

外国公認会計士及びその事務職員又は外国公認会計士であった者及びその事務職員であった者は、その職務上知り得た秘密を大韓民国の内外を問わず漏らしてはならない。ただし、他の法律に特別の定めがある場合には、

この限りでない。

第40条の17（懲戒）

- ① 金融委員会は、外国公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、第48条第2項において定める懲戒をすることができる。
- 1 第40条の3の規定に違反し、職務範囲外の業務を行ったとき。
 - 2 第40条の9第1項において定める方式に違反し、職務を行ったとき。
 - 3 第40条の9第2項の規定に違反し、同時に2個以上の会計法人（外国会計法人を含む。）及び外国公認会計士に所属若しくは雇用され、又はその職責を兼任したとき。
 - 4 第40条の10第1項の規定に違反し、第7条第1項の規定による登録を受けた公認会計士を雇用したとき。
 - 5 第40条の10第2項の規定に違反し、公認会計士又は会計法人と第40条の3の規定による職務を共同で遂行し、それにより受け取った報酬又は収益を分配したとき。
 - 6 第40条の11第1項の規定に違反し、その資格を表示するときに原資格国の国名を含む名称を使用しなかったとき。
 - 7 第40条の11第2項の規定に違反し、外国会計事務所を開設するときに原資格国及び事務所の名称を使用しなかったとき。
 - 8 第40条の11第3項の規定に違反し、外国会計事務所内外の場所に原資格国を公示しなかったとき。
 - 9 第40条の11第4項の規定に違反し、委嘱契約締結前に原資格国及び業務範囲を委嘱人に明示しなかったとき。
 - 10 第40条の12の規定に違反し、会計法人に資本金総額の100分の10以上を出資したとき。
 - 11 第40条の14の規定に違反し、1年に

180日未満大韓民国に在留したとき。

- 12 第40条の16の規定に違反し、職務上知り得た秘密を大韓民国の内外に漏らしたとき。
 - 13 外国公認会計士が第48条第1項第1号、第3号及び第4号に該当するとき。
- ② 第1項の規定による懲戒は、第1項各号のいずれかに該当する事由が発生した日から3年が経過したときは、懲戒をすることができない。
- ③ 外国公認会計士の懲戒に関する事項は、公認会計士の懲戒手続を準用する。

第40条の18（準用規定）

外国公認会計士及び外国会計法人に関しては、第11条から第13条まで、第15条、第16条、第18条、第19条、第22条、第24条第2項第3号、同条第3項、第28条、第30条第1項、第3項、第31条第2項、第32条、第35条、第42条、第43条第2項、第45条第1項、第3項及び第48条第3項、第5項をその性質に反しない限り、準用する。この場合において、これらの規定中「公認会計士」とあるのは「外国公認会計士」と、「会計法人」とあるのは「外国会計法人」と読み替えるものとする。

第6章 韓国公認会計士会

第41条（目的及び設立）

- ① 公認会計士の品位向上並びに職務の改善及び発展を図り、会員の指導及び監督に関する事務を行うため、韓国公認会計士会（以下「公認会計士会」という。）を置く。
- ② 公認会計士会は、法人とする。
- ③ 公認会計士会は、大統領令で定めるところにより、会則を定め、金融委員会の認可を得て設立しなければならない。
- ④ 公認会計士会は、支会又は支部を置くこと

ができる。

- ⑤ 公認会計士会の会則改正及び支会又は支部の設置に関しては、金融委員会の承認を得なければならない。

第42条（入会義務）

第7条第1項又は第24条第1項の規定による登録を受けた公認会計士及び会計法人は、公認会計士会に入会しなければならない。

第43条（倫理規程）

- ① 公認会計士会は、会員が職務を行うに当たり、守るべき職業倫理に関する規程を制定しなければならない。
- ② 会員は、職業倫理に関する規程を遵守しなければならない。

第44条（業務の委嘱等）

- ① 公共機関は、第2条の規定による公認会計士の職務に属する事項に関し、公認会計士会に業務を委嘱し、又は諮問することができる。
- ② 公認会計士会は、第1項の規定による委嘱又は諮問を受けたときは、その業務を会員に行わせることができる。
- ③ 公認会計士会は、第1項の規定による委嘱又は諮問を要請した機関に対し、必要な場合は改善を建議することができる。

第45条（紛争の調停）

- ① 公認会計士会は、公認会計士（会計法人を含む。以下この条において同じ。）相互間又は公認会計士と委嘱人（第19条及び第28条第1項の規定による善意の第三者を含む。）の間に職務上の紛争があるときには、当事者の請求によりこれを調停する。
- ② 第1項の規定による紛争の調停のため、公認会計士会に紛争調停委員会を置く。
- ③ 第2項の規定による紛争調停委員会の構

成、運営、その他必要な事項は、大統領令で定める。

第46条（会員に対する研修等）

- ① 公認会計士会は、次の各号に掲げる者に対して研修を実施し、会員の自主的な研修活動を指導、監督する。
- 1 会員
 - 2 第7条の規定により公認会計士の登録を受けようとする者
 - 3 第13条の規定による事務職員等
- ② 第1項の規定による研修を実施するため、公認会計士会に会計研修院を置く。
- ③ 第1項の規定による研修及び監督に関し必要な事項は、公認会計士会が金融委員会の承認を得て定める。

第47条（監督）

- ① 公認会計士会は、金融委員会が監督する。
- ② 金融委員会は、必要と認めるときには、公認会計士会に対して報告書の提出を要求し、又は所属公務員に公認会計士会の業務状況及びその他の書類を検査させることができる。
- ③ 第2項の規定による検査をする公務員は、その権限を表示する証票を関係人に提示しなければならない。

第7章 懲戒

第48条（懲戒）

- ① 金融委員会は、公認会計士が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときには、公認会計士懲戒委員会の議決により、第2項において定める懲戒をすることができる。
- 1 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 2 監査又は証明に重大な錯誤又は脱漏があったとき。

- 3 公認会計士会会則に違反したとき。
 - 4 職務の内外を問わず、公認会計士としての品位を損ねる行為をしたとき。
- ② 公認会計士に対する懲戒の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 1 登録の取消し
 - 2 2年以下の職務停止
 - 3 1年以下の一部職務停止
 - 4 譴責
- ③ 公認会計士会は、会員である公認会計士(会計法人の所属公認会計士を含む。以下この条において同じ。)が第1項各号のいずれかの懲戒事由に該当すると認められる場合には、証拠書類を添付して、金融委員会に当該公認会計士の懲戒を要求することができる。
- ④ 第1項の規定による懲戒は、第1項各号のいずれかに該当する事由が発生した日から3年が経過したときは、懲戒をすることができない。
- ⑤ 公認会計士懲戒委員会に関する事項は、大統領令で定める。

第49条 削除

第8章 補則

第50条 (業務の制限)

第7条又は第24条の規定による登録を受けた公認会計士又は会計法人でない者は、他の法律において規定する場合を除いては、第2条の職務を行ってはならない。

第51条 (関係帳簿等の閲覧)

公認会計士及び会計法人は、その職務を行うにあたり必要なときには、関係機関に対して関係帳簿及び書類の閲覧を申請することができ、申請を受けた機関は、正当な事由なくこれを拒否してはならない。

第52条 (業務の委託)

- ① 金融委員会は、第7条から第9条まで、第30条第2項、第40条の4第1項から第3項まで、第40条の5、第40条の6、第40条の13第1項及び第48条第1項の規定による業務の全部又は一部を大統領令で定めるところにより、公認会計士会に委託することができる。この場合において、第48条第1項の規定による業務を委託するときには、公認会計士懲戒委員会に代わる議決機構を指定し、委託しなければならない。
- ② 金融委員会は、試験に関する業務の一部及び第30条第3項の規定による権限の全部又は一部を大統領令で定めるところにより、「金融委員会の設置等に関する法律」の規定により設立された金融監督院院長(以下「金融監督院院長」という。)に委託することができる。この場合において、第30条第3項の規定による検査業務を遂行するときには、金融監督院院長は金融委員会が定めるところにより、検査手数料を徴収することができる。

第8章の2 課徴金の賦課及び徴収

第52条の2 (課徴金の賦課)

- ① 金融委員会は、会計法人又は公認会計士(会計法人に所属する公認会計士を含む。)が第39条第1項第5号又は第48条第1項第2号に該当し、業務停止又は職務停止処分をしなければならない場合において、その業務停止又は職務停止処分が利害関係人等に重大な影響を及ぼし、又は公益を害するおそれがある場合には、業務停止又は職務停止処分に代わり、会計法人に対しては、5億ウォン以下の課徴金を賦課し、公認会計士に対しては、1億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。
- ② 金融委員会は、第1項の規定により課徴金を賦課する場合には、次の各号に掲げる事項

を考慮しなければならない。

- 1 違反行為の内容及び程度
 - 2 違反行為の期間及び回数
 - 3 違反行為により取得した利益の規模
- ③ 金融委員会は、この法律の規定に違反した法人が合併する場合には、当該法人が行った違反行為は、合併後存続した法人又は合併により新設された法人による行為とみなし、課徴金を賦課、徴収することができる。
- ④ 第1項乃至第3項の規定による課徴金の賦課基準等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第52条の3（異議の申立て）

- ① 第52条の2の規定による課徴金の賦課処分について不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内にその事由を付して、金融委員会に異議申立てをすることができる。
- ② 金融委員会は、第1項の規定による異議申立てについて30日以内に決定しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりその期間内に決定することができない場合には、30日の範囲内においてその期間を延長することができる。
- ③ 第2項の規定による決定について不服がある者は、行政審判を請求することができる。

第52条の4（課徴金納付期限の延長及び分割納付）

- ① 金融委員会は、課徴金を賦課された者（以下「課徴金納付義務者」という。）が次の各号のいずれかに該当する事由により課徴金の全額を一括納付することが困難と認められるときには、その納付期限を延長し、又は分割納付させることができる。この場合において、必要と認められるときには、担保を提供させることができる。

- 1 災害等により財産に顕著な損失を被ったとき。
 - 2 課徴金の一括納付により資金事情に顕著な困難が予想されるとき。
 - 3 その他第1号又は第2号に準ずる事由があるとき。
- ② 課徴金納付義務者が第1項の規定により課徴金の納付期限の延長を受け、又は分割納付をしようとする場合には、その納付期限の10日前までに金融委員会に申請しなければならない。
- ③ 金融委員会は、第1項の規定により納付期限が延長され、又は分割納付が認められた課徴金納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、その納付期限の延長又は分割納付の決定を取り消し、課徴金を一括徴収することができる。
- 1 分割納付の決定を受けた課徴金をその納付期限内に納付しなかったとき。
 - 2 担保の変更その他担保の保全に必要な金融委員会の命令を履行しなかったとき。
 - 3 強制執行、競売の開始、破産宣告、法人の解散、国税又は地方税の滞納処分を受ける等、課徴金の全部又は残余分を徴収することができないと認められるとき。
 - 4 その他第1号から第3号までに準ずる事由があるとき。
- ④ 第1項から第3項までの規定による課徴金の納付期限の延長、分割納付又は担保の提供等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第52条の5（課徴金の徴収及び滞納処分）

- ① 金融委員会は、課徴金納付義務者が納付期限内に課徴金を納付しなかった場合には、納付期限の翌日から納付した日の前日までの期間について、大統領令で定める加算金を徴収することができる。
- ② 金融委員会は、課徴金納付義務者が納付期

限内に課徴金を納付しなかったときには、期間を定めて督促し、その指定した期間内に課徴金及び第1項の規定による加算金を納付しなかったときには、国税の滞納処分の例によりこれを徴収することができる。

- ③ 金融委員会は、第1項及び第2項の規定による課徴金及び加算金の徴収又は滞納処分に関する業務を国税庁長に委託することができる。
- ④ 第1項から第3項までに掲げる課徴金の徴収及び滞納処分に関する手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第9章 罰則

第53条 (罰則)

- ① 公認会計士（会計法人の理事、所属公認会計士及び外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）で次の各号のいずれかに該当するものは、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。
 - 1 第22条第3項（第40条の18において準用する場合を含む。）の規定に違反して、不正な請託を受け、金品若しくは利益を受受し、要求し、若しくは約束し、又は委嘱人が詐欺その他不正な方法により不当な金銭上の利得を得るようこれに加担又は相談した者
 - 2 第28条第2項（第40条の18において準用する場合を含む。）の規定に違反して、金融委員会の承認なく損害賠償準備金を損害賠償以外の他の用途に使用した者
- ② 公認会計士で次の各号のいずれかに該当するものは、3年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
 - 1 第15条第3項（第40条の18において準用する場合を含む。）の規定に違反して、故意により真実を隠し、又は虚偽の報告を

した者

- 2 第20条（第40条において準用する場合を含む。）又は第40条の16の規定に違反して、職務上知り得た秘密を漏らした者
 - 3 第40条の10第1項の規定に違反して、第7条第1項の規定による登録を受けた公認会計士を雇用した者
 - 4 第40条の10第2項の規定に違反して、公認会計士又は会計法人と第40条の3の規定による職務を共同で受任し、又はそれにより受け取った報酬又は収益を分配した者
 - 5 第40条の10第3項の規定に違反して、公認会計士又は会計法人と法人の設立、持分の取得、経営権の委任、又はその他の方式により会計法人を共同で設立又は運営した者
- ③ 公認会計士で次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。
 - 1 第21条第1項、第2項（第33条第2項において準用する場合を含む。）又は第33条第1項の規定に違反して、財務諸表を監査し、又は証明する職務を行った者
 - 2 第22条第1項（第40条及び第40条の18において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他の者に自己の氏名又は商号を使用させ、又はその登録証を貸与した者
 - 3 第40条の17又は第48条の規定による職務停止処分を受け、その職務停止期間中に第2条又は第40条の3の規定による職務を遂行した者
 - ④ 会計法人が第37条第3項の規定に違反して、損害賠償準備金に該当する金額を預託しなかった場合には、その会計法人の代表理事を1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。
 - ⑤ 公認会計士の資格を有する者又は公認会計士で第7条第1項、第4項若しくは第40条

の4第1項及び第5項の規定による登録若しくは登録の更新をせず、第2条又は第40条の3の規定による職務を遂行した者は、500万ウォン以下の罰金に処する。

- ⑥ 公認会計士で次の各号のいずれかに該当する者は、300万ウォン以下の罰金に処する。
- 1 第12条第2項（第40条の18において準用する場合を含む。）の規定に違反して、2個以上の事務所を置いた者
 - 2 第18条（第40条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を作成せず、又は事務所に保管しなかった者
 - 3 第22条第2項（第40条及び第40条の18において準用する場合を含む。）の規定に違反して、係争権利を譲り受けた者
 - 4 第35条（第40条の18において準用する場合を含む。）の規定に違反して、競業をした者

第54条（罰則）

- ① 公認会計士ではない者が第50条の規定に違反して、第2条の規定による職務を遂行した場合には、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。
- ② 公認会計士ではない者で次の各号のいずれかに該当するものは、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。
 - 1 第11条又は第31条第2項（第40条の18において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公認会計士、会計法人又はこれに類似する名称を使用した者
 - 2 公認会計士又は会計法人の監査又は証明を受けず、これらの監査又は証明を受けたという趣旨をもって財務書類の全部又は一部を公表した者
 - 3 第20条又は第40条の16の規定に違反して、職務上知り得た秘密を漏らした事務職員又は事務職員であった者

（きくち ゆうじ）

税務士法

세무사법

(一部改正 2013.1.1 法律第 11610 号 施行日 2013.1.1)

菊池 勇次訳

(本稿は、海外立法情報課が翻訳を依頼したものである。)

【目次】

第1章 総則 (第1条～第4条)
第2章 試験 (第5条～第5条の3)
第3章 登録 (第6条～第8条)
第4章 税務士の権利と義務 (第9条～第16条の2)
第4章の2 税務法人 (第16条の3～第16条の16)
第5章 懲戒 (第17条)
第6章 韓国税務士会 (第18条～第19条)
第6章の2 外国税務諮問士及び外国税務法人 (第19条の2～第19条の14)
第7章 補則 (第20条～第21条)
第8章 罰則 (第22条～第24条)
附則 (抄)

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律は、税務士制度を確立し、税務行政の円滑な遂行と納税義務の適正な履行を図ることを目的とする。

第1条の2 (税務士の使命)

税務士は、公共性を帯びた税務専門家として、納税者の権利及び利益を保護し、納税の義務を誠実に履行するように寄与することを使命とする。

第2条 (税務士の職務)

税務士は、納税者等の委任を受け、次の各

号に掲げる行為又は業務 (以下「税務代理」という。) を遂行することをその職務とする。

- 1 租税に関する申告、申請、請求 (課税前適否審査請求、異議申立て、審査請求及び審判請求を含む。) 等の代理 (「開発利益の還元に関する法律」の規定による開発負担金の賦課に対する行政審判請求の代理を含む。)
- 2 税務調整計算書及びその他の税務関連書類の作成
- 3 租税に関する申告のための帳簿作成の代行
- 4 租税に関する相談又は諮問⁽¹⁾
- 5 税務官署の調査又は処分等と関連する納税者の意見陳述の代行
- 6 「不動産価格の公示及び鑑定評価に関する法律」の規定による個別の公示地価及び戸建住宅の価格、共同住宅の価格の公示に関する異議申立ての代理
- 7 当該税務士が作成した租税に関する申告書類の確認。ただし、申告書類を納税者が直接作成した場合又は申告書類を作成した税務士が休業し、若しくは廃業して、これを確認することができない場合には、その納税者の税務調整若しくは帳簿作成の代行又は諮問業務を遂行している税務士が確認することができる
- 8 「所得税法」の規定による誠実申告に関する確認
- 9 その他前各号に掲げる行為又は業務に附帯する業務

(1) ここでの諮問とはコンサルティングを意味し、税務士自身がコンサルティングを行う。なお、相談も諮問に含まれるとも考えられるが、税務士法においては両者を区別している。

第3条 (税務士の資格)

次の各号のいずれかに該当する者は、税務士の資格を有する。

- 1 第5条の規定による税務士資格試験に合格した者
- 2 削除
- 3 弁護士の資格を有する者

第3条の2 (税務士資格審査委員会)

① 税務士の資格の取得と関連する次の各号に掲げる事項を審議するため、国税庁に税務士資格審査委員会を置くことができる。

- 1 税務士資格試験の科目等の試験に関する事項
- 2 試験において選抜する人数の決定
- 3 試験の一部免除の対象者の要件
- 4 その他税務士資格の取得と関連する重要事項

② 税務士資格審査委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第4条 (税務士の欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、第6条の規定による登録をすることができない。

- 1 未成年者
- 2 禁治産者及び限定治産者
- 3 破産者で復権を得ない者
- 4 弾劾又は懲戒処分によりその職を罷免され、又は解任された者であってその後3年を経過しないもの
- 5 この法律、「公認会計士法」又は「弁護士法」の規定による懲戒により除名又は登録取消しを受けた者であってその後3年を経過しないもの及び停職された者であって、その停職期間中にあるもの
- 6 第17条第3項の規定による登録拒否の期間中にある者
- 7 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終

了し（執行が終了したものとみなす場合を含む。）、又は執行が免除された日から3年を経過しない者

- 8 禁錮以上の刑の執行猶予の言渡しを受け、その猶予期間が終了した日から1年を経過しない者
- 9 禁錮以上の刑の宣告猶予を受け、その猶予期間中にある者
- 10 この法律及び「租税犯処罰法」の規定により罰金の刑に処せられた者であってその刑の執行が終了し、若しくはその執行を受けないことが確定した日から3年を経過しないもの又は「租税犯処罰手続法」の規定による通告処分を受けた者であってその通告に従い処分を受けた日から3年を経過しないもの

第2章 試験

第5条 (税務士資格試験)

- ① 税務士資格試験は、企画財政部長官が実施する第1次試験及び第2次試験とする。
- ② 第4条第2号から第10号までのいずれかに該当する者は、第1項の試験を受けることができない。
- ③ 第1項の税務士資格試験の科目及びその他これに関し必要な事項は、大統領令で定める。

第5条の2 (試験の一部免除)

- ① 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第1次試験を免除する。
 - 1 国税（関税を除く。以下同じ。）に関する行政事務に従事した期間が通算して10年以上になる者
 - 2 地方税に関する行政事務に従事した期間が通算して10年以上になる者であって、5級以上の公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員としてこれに従事した期間が

通算して5年以上になるもの

- 3 地方税に関する行政事務に従事した期間が通算して20年以上になる者
 - 4 大尉以上の主計将校であって軍の経理業務を担当した期間が通算して10年以上になる者
- ② 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第1次試験の全科目及び第2次試験の科目数の2分の1を超えない範囲内において、大統領令で定める一部科目を免除する。
- 1 国税に関する行政事務に従事した期間が通算して10年以上になる者であって、5級以上の公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員としてこれに従事した期間が通算して5年以上になるもの
 - 2 国税に関する行政事務に従事した期間が通算して20年以上になる者
- ③ 弾劾又は懲戒処分によりその職を罷免され、又は解任された者については、第1項及び第2項の規定を適用しない。
- ④ 第1次試験に合格した者に対しては、その次の回の試験に限り第1次試験を免除する。

第5条の3（不正行為者に対する制裁）

企画財務部長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、当該試験の受験を停止させて無効とし、その処分があった日から5年間受験資格を停止する。

- 1 不正な手段により試験に出願した者
- 2 試験において不正な行為をした者

第3章 登録

第6条（登録）

- ① 第5条の税務士資格試験に合格し税務士の資格を有する者が、税務代理の業務を開始しようとする場合には、企画財務部に備えた税務士登録簿に、大統領令で定める事項の登録

を受けなければならない。

- ② 第1項の規定による登録は、大統領令で定めるところによりこれを更新することができる。この場合において、更新期間は3年以上とする。
- ③ 企画財務部長官は、第1項の規定により登録を申請した者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。
- 1 第4条各号に掲げる欠格事由のいずれかに該当したとき。
 - 2 第12条の5第1項の規定による実務教育を受けなかったとき。
 - 3 第16条の規定に違反して、公務員を兼ね、又は営利業務に従事したとき。
- ④ 企画財務部長官は、第3項の規定により登録を拒否する場合には、登録の申請を受理した日から30日以内に申請人にその事由を通知しなければならない。
- ⑤ 第1項の規定により登録を受けた税務士は、その登録事項が変更された場合には、大統領令で定めるところにより企画財務部長官に申告しなければならない。

第7条（登録の取消し）

企画財務部長官は、税務士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消す。

- 1 第17条第1項及び第2項第1号の規定により懲戒処分を受けたとき。
- 2 第4条各号に掲げる欠格事由のいずれかに該当したとき。
- 3 当該税務士が登録の取消しを請求したとき。
- 4 第13条第3項の規定により廃業の申告をしたとき。
- 5 「公認会計士法」又は「弁護士法」の規定による登録が取り消されたとき。
- 6 死亡したとき。

第8条（登録又は登録の取消しの通知）

企画財政部長官は、第6条の規定により登録をし、又は第7条の規定により登録を取り消した場合には、その税務士資格を有する者が加入した韓国税務士会、韓国公認会計士会又は大韓弁護士協会（以下「所属協会」という。）に通知しなければならない。

第4章 税務士の権利と義務

第9条（記名押印）

- ① 第6条の規定による登録を受けた者が納税者等を代理して租税に関する申告書、申請書、請求書その他の書類を作成して関係機関に提出するときには、その書類に記名押印しなければならない。

第10条（調査の通知）

税務公務員は、第9条の規定により提出された申告書、申請書、請求書を調査する必要があると認められる場合には、当該税務士に対して調査の日時及び場所を通知しなければならない。

第11条（秘密を守る義務）

税務士及び税務士であった者又はその事務職員及び事務職員であった者は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第12条（誠実義務）

- ① 税務士は、その職務を誠実に遂行し、品位を保持しなければならない。
 ② 税務士は、故意に真実を隠蔽し、又は虚偽の陳述をしてはならない。

第12条の2（脱税相談等の禁止）

税務士又はその事務職員は、納税者が詐欺

その他不正な方法により租税を免れ、又は不正に還付若しくは控除を受けることにつき、加担し又は幫助してはならず、その相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

第12条の3（名義貸し等の禁止）

税務士は、他の者に自己の氏名又は商号を使用して税務代理を行わせ、又はその資格証若しくは登録証を貸与してはならない。

第12条の4（事務職員）

- ① 税務士は、その職務の適正な遂行を補助するため事務職員を置くことができる。
 ② 税務士は、職務を適正に遂行するため、第1項の規定による事務職員を指導し、監督する責任を負う。
 ③ 事務職員の資格、人員、研修等に関し必要な事項は、企画財政部令で定めることができる。

第12条の5（税務士の教育）

- ① 税務士の資格を有する者が税務代理を開始しようとする場合には、第6条の規定による登録をする前に企画財政部令で定めるところにより、6か月以上の実務教育を受けなければならない。ただし、第5条の2第1項又は同条第2項の規定により試験の一部免除を受けた者が税務士資格試験に合格した場合には、1か月以上の実務教育を受けなければならない。
 ② 第6条第1項の規定により登録を受けた税務士は、専門性及び倫理意識を高めるため、毎年8時間以上の補習教育を受けなければならない。ただし、疾病、休業等により補習教育を受けることが適当でない認められる場合等大統領令で定める事由に該当する場合には、この限りでない。

- ③ 第1項及び第2項の規定による教育の科目、場所、時期及び履修方法等に関し必要な事項は、企画財政部令で定める。

第13条（事務所の設置）

- ① 税務士は、税務代理を行うために1個の事務所のみを設けることができる。
- ② 税務士が公認会計士、弁護士、法務士、弁理士、関税士、鑑定評価士、公認労務士、公認仲介士、経営指導士、技術指導士、行政士その他のこれらに類似する資格士であって大統領令で定める資格士の業務に同時に従事する場合には、税務代理業務のみを行うための別途の事務所を設けることができない。
- ③ 第6条の規定による登録を受けた者は、開業、休業、廃業又は事務所を設置し、移転し、若しくは廃止しようとする場合には、遅滞なくその所属協会を経て企画財政部長官に申告しなければならない。

第13条の2 削除

第14条（帳簿の作成）

税務士は、その業務に関して帳簿を作成し、備え置かなければならない。

第15条（係争権利の譲受の禁止）

税務士は、係争権利を譲り受けることができない。

第16条（公務員の兼任又は営利業務従事の禁止）

- ① 税務士は、公務員を兼ねることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
- 1 国会議員又は地方議会議員になる場合
 - 2 常時勤務する必要がない公務員になる場合
 - 3 国、地方自治体及びその他の公共機関（以下「公共機関」という。）から委嘱された

業務を遂行する場合

- ② 税務士は、次の各号のいずれかに該当する業務の他には、営利を目的として業務を営業者の使用人になり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、役員若しくは使用人になることができない。
- 1 学校、学院等の教育分野への出講（専任である場合を除く。）
 - 2 営利法人の非常勤役員
- ③ 税務士が休業する場合には、第1項及び第2項の規定を適用しない。

第16条の2（損害賠償の保障）

- ① 税務士（税務法人に所属する税務士を除く。）は、職務を行うに当たって、故意又は過失により委任者に損害を被らせた場合には、その損害に対する賠償を保障するため、大統領令で定めるところにより、保険に加入する等必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 税務法人

第16条の3（設立）

- ① 税務士は、その職務を組織的かつ専門的に行うため、税務法人を設立することができる。
- ② 税務法人の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 目的
 - 2 名称
 - 3 主たる事務所及び従たる事務所の所在地
 - 4 社員及び理事の氏名、住民登録番号及び住所
 - 5 出資1口の金額
 - 6 各社員の出資口数
 - 7 資本金の総額
 - 8 欠損金の補填に関する事項
 - 9 社員総会に関する事項
 - 10 代表理事に関する事項

- 11 業務に関する事項
- 12 存続期間又は解散事由を定めた場合には、その時期及び事由

第 16 条の 4 (税務法人の登録)

- ① 税務法人がその職務を行おうとするときには、大統領令で定めるところにより、企画財政部長官の登録を受けなければならない。
- ② 第 1 項の規定による登録を受けようとする税務法人は、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。
 - 1 第 16 条の 5 の規定による社員及び理事等を置くこと。
 - 2 第 16 条の 6 第 1 項の規定による資本金が 2 億ウォン以上であること。
 - 3 登録申請書類の内容がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反しないこと。
 - 4 登録申請書類に虚偽の記載がないこと。
- ③ 企画財政部長官は、登録申請をした者が第 2 項の規定による要件を備えていない場合には、登録を拒否することができ、登録申請書類に不備な事項がある場合には、期間を定めてその補完を要請することができる。
- ④ 第 1 項の規定による税務法人の登録の手続、添付すべき書類等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 16 条の 5 (社員及び理事等)

- ① 税務法人の社員は、税務士でなければならず、その数は、3 名以上でなければならない。
- ② 税務法人は 3 名以上の理事を置かなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当する者は理事になることができない。
 - 1 社員ではない者
 - 2 第 17 条の規定により職務停止命令を受けた後、その職務停止期間中にある者
 - 3 第 16 条の 15 第 1 項の規定により登録が

取り消され、又は業務を停止させられた税務法人の理事であった者（登録取消し又は業務停止の事由が発生したときの理事であった者に限定する。）であって、登録取消し後 3 年を経過しないもの又は業務停止期間中にあるもの

- ③ 税務法人は、理事及び職員のうち 5 名以上は税務士でなければならない。
- ④ 第 3 項の規定による税務士のうち理事ではない税務士（以下「所属税務士」という。）は、第 17 条の規定による職務停止命令を受けた後、その職務停止期間中にない者でなければならない。
- ⑤ 税務法人は、大統領令で定めるところにより、代表理事を置かななければならない。
- ⑥ 税務法人の社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その法人から脱退しなければならない。
 - 1 第 7 条の規定により登録が取り消されたとき。
 - 2 定款で定めた事由が発生したとき。
 - 3 社員総会の決議があったとき。

第 16 条の 6 (資本金等)

- ① 税務法人の資本金は、2 億ウォン以上でなければならない。
- ② 税務法人は、直前の事業年度末の貸借対照表の資産総額から負債総額を差引いた金額が第 1 項の規定による資本金に達しない場合には、不足した金額を毎事業年度終了後 6 か月以内に社員の贈与により、これを補填又は増資しなければならない。
- ③ 第 2 項の規定により贈与した場合には、これを特別利益として計上する。
- ④ 企画財政部長官は、税務法人が第 2 項の規定による補填又は増資をしなかった場合には、期間を定めて、不足した金額の補填又は増資を命ずることができる。

第 16 条の 7 (損害賠償準備金等)

- ① 税務法人は、その職務を行う際に委任者に損害を被らせた場合には、その損害に対する賠償を保障するため、大統領令で定めるところにより、毎事業年度、損害賠償準備金を積み立て、又は損害賠償責任保険に加入しなければならない。
- ② 第 1 項の規定による損害賠償準備金又は損害賠償責任保険は、企画財政部長官の承認を得なければ、損害賠償以外の他の用途に使用してはならず、その保険契約を解除又は解約してはならない。

第 16 条の 8 (他法人に対する出資の制限等)

- ① 税務法人は、自己資本に大統領令で定める比率を乗じた金額を超過して他の法人に出資し、又は他人のためにする債務保証をしてはならない。
- ② 第 1 項の規定による自己資本は、直前事業年度末の貸借対照表の資産総額から負債総額(損害賠償準備金を除く。)を差引いた金額をいう。

第 16 条の 9 (名称)

- ① 税務法人は、その名称に税務法人という文字を用いなければならない。
- ② 第 16 条の 4 第 1 項の規定により登録を受けた税務法人ではない者は、税務法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第 16 条の 10 (事務所)

- ① 税務法人は、大統領令で定めるところにより、主たる事務所以外に従たる事務所を置くことができる。
- ② 税務法人の理事及び所属税務士は、所属する税務法人以外の事務所を置くことができない。

第 16 条の 11 (業務の執行方法)

- ① 税務法人は、法人の名義により業務を遂行し、業務を遂行するときには、その業務を担当する税務士を指定しなければならない。ただし、所属税務士を指定する場合には、その所属税務士とともに理事を共同で指定しなければならない。
- ② 第 1 項の規定により指定された理事又は所属税務士は、指定された業務を遂行するとき、各自その税務法人を代表する。
- ③ 税務法人がその業務に関して作成する文書には、法人の名義を表示し、その業務を担当する税務士が記名押印しなければならない。

第 16 条の 12 (競業の禁止)

- ① 税務法人の理事又は所属税務士は、自己若しくは第 3 者のためにその税務法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税務法人の理事若しくは所属税務士になってはならない。
- ② 税務法人の理事又は所属税務士であった者は、当該税務法人に所属した期間中に当該税務法人が遂行し、又は遂行を承諾した業務に関しては、退職後に税務士の業務を遂行することができない。ただし、当該税務法人が同意する場合には、この限りでない。

第 16 条の 13 (解散)

- ① 税務法人は、次の各号のいずれかに掲げる事由によって解散する。
 - 1 定款に定める事由の発生
 - 2 社員総会の決議
 - 3 合併
 - 4 登録の取消し
 - 5 破産
 - 6 裁判所の命令又は判決
- ② 税務法人は、第 1 項各号(第 4 号の登録取消しを除く。)の解散事由が発生したときは、

その事実を企画財政部長官に通知しなければならない。

- ③ 税務法人は、第1項各号（第3号の合併を除く。）の解散事由により解散する場合には、第16条の7第1項の規定により積み立てた損害賠償準備金の金額（解散直前の事業年度末における貸借対照表上の金額をいう。）に該当する金額を第18条の規定により設立された韓国税務士会に別途に預けなければならない。
- ④ 第3項の規定による預託金の管理及び運営に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第16条の14（定款変更の申告）

税務法人は、第16条の3第2項の規定による定款の記載事項中、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なくこれを企画財政部長官に申告しなければならない。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 主たる事務所及び従たる事務所の所在地
- 4 社員及び理事の氏名及び住民登録番号
- 5 資本金の総額（資本金が減少した場合に限る。）
- 6 代表理事に関する事項
- 7 業務に関する事項

第16条の15（登録の取消し等）

- ① 企画財政部長官は、税務法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて税務代理の全部若しくは一部の業務停止を命ずることができる。ただし、第1号から第3号までのいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 1 虚偽その他の不正な方法により第16条の4第1項の規定による登録を受けたとき。

2 第16条の5第1項から第3項まで又は第16条の6第1項の規定による要件を満たしていない税務法人が6か月以内にこれを補完しなかったとき。

3 業務停止命令に違反して、業務を行ったとき。

4 第16条の6第4項の規定による企画財政部長官の保全命令又は増資命令を履行しなかったとき。

5 第16条の5第4項、第5項、第16条の7、第16条の8、第16条の9第1項、第16条の11若しくは第16条の14に違反して、又は第16条の16第1項の規定により準用される第11条、第12条、第12条の2から第12条の4まで、第14条及び第15条に違反したとき。

- ② 企画財政部長官は、第1項の規定により税務法人の登録を取り消す場合には、その聴聞を実施しなければならない。

第16条の16（税務法人に関する準用）

- ① 税務法人に関しては、第10条から第12条まで、第12条の2から第12条の4まで、第14条、第15条及び第17条第4項（税務法人が第16条の15第1項第1号に該当する場合を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「税務士」とあるのは「税務法人」と、第17条第4項において「懲戒」とあるのは「登録の取消し及び業務停止」と読み替えるものとする。
- ② 税務法人について、この法律に規定されていない事項は、「商法」の有限会社に関する規定を準用する。

第5章 懲戒

第17条（懲戒）

- ① 企画財政部長官は、税務士が次の各号のい

いずれかに掲げる事由に該当するときには、税務士懲戒委員会の議決により、第2項において定める懲戒を命ずることができる。

- 1 この法律に違反したとき。
 - 2 韓国税務士会の会則に違反したとき。
- ② 税務士に対する懲戒の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 1 登録の取消し
 - 2 2年以内の職務停止
 - 3 1千万ウォン以下の過料
 - 4 譴責
- ③ 企画財政部長官は、税務士懲戒委員会に懲戒を要求された税務士が第7条第3号及び第4号の規定により登録が取り消された場合には、税務士懲戒委員会の議決により5年以内の期間を定めて第6条の規定による登録を拒否することができる。
- ④ 当該懲戒事由が発生した日から3年が経過したときは、第1項から第3項までの規定による懲戒をすることができない。
- ⑤ 企画財政部長官は、税務士が第2項第3号の規定による過料を納付期限までに納付しない場合には、国税滞納処分の例により徴収することができる。
- ⑥ 税務士懲戒委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第6章 韓国税務士会

第18条（設立及び監督）

- ① 税務士の品位向上並びに職務の改善及び発展を図り、税務士に対する指導及び監督に関する事務を行うため、韓国税務士会を置く。
- ② 韓国税務士会は法人とし、税務士はその会員にならなければならない。
- ③ 韓国税務士会は会則を定め、企画財政部長官の認可を得て設立しなければならない。
- ④ 韓国税務士会は、会則を改正しようとする

場合には、大統領令で定めるところにより、企画財政部長官の承認を得なければならない。

- ⑤ 韓国税務士会の設立及び運営等に関し必要な事項及び韓国税務士会の会則に含める事項は、大統領令で定める。

第18条の2（会員に対する研修等）

- ① 韓国税務士会は、次の各号に掲げる者に対して研修を実施し、会員の自主的な研修活動を指導、監督する。
 - 1 会員
 - 2 第12条の4の規定による事務職員等
- ② 第1項の規定による研修を実施するため、韓国税務士会に税務研修院を置く。
- ③ 第1項の規定による研修及び監督に関し必要な事項は、韓国税務士会が企画財政部長官の承認を得て定める。

第18条の3（業務の委嘱等）

- ① 公共機関は、第2条の規定による税務士の職務に属する事項に関し韓国税務士会に業務を委嘱し、又は諮問することができる。
- ② 韓国税務士会は、第1項の規定による委嘱又は諮問を受けたときは、その業務を会員に行わせることができる。

第19条（会員の除名）

韓国税務士会は、税務士の品位を害する会員又は韓国税務士会の会則に違反する会員がいる場合には、企画財政部長官の承認を得て除名することができる。

第6章の2 外国税務諮問士及び外国税務法人

第19条の2（定義）

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「外国税務諮問士」とは、原資格国の税務専門家であって第19条の3の規定により企画財政部長官から外国税務諮問士の資格承認を受けた者をいう。
- 2 「個人外国税務諮問事務所」とは、外国税務諮問士が国内において第19条の7の規定による業務を遂行するために設ける事務所をいう。
- 3 「外国税務法人」とは、大韓民国以外の国において、その国の法令により設立され、その主たる事務所がその国にある税務法人又はこれに準ずる団体をいう。
- 4 「法人外国税務諮問事務所」とは、外国税務法人が国内において第19条の7の規定による業務を遂行するために設ける事務所をいう。
- 5 「条約等」とは、自由貿易協定又はその他大韓民国が外国（国家連合、経済共同体等、国家の連合体を含む。）と各当事国における第19条の7の規定による外国税務業務に関する協約を締結し、その効力が発生したあらゆる合意をいう。
- 6 「原資格国」とは、条約等の当事国であって外国税務諮問士が税務専門家の資格を取得した大統領令で定める国をいう。ただし、ある国の中の地域的に限定された資格が付与されるいくつかの州、省、自治区等がある場合には、その国の法令等の規定により、その資格が通用する州、省、自治区等のすべてを原資格国とみなす。

第19条の3（外国税務諮問士の資格の承認）

- ① 原資格国の税務専門家であって外国税務諮問士になろうとする者は、企画財政部長官から外国税務諮問士の資格の承認を受けなければならない。
- ② 第1項の規定により外国税務諮問士の資格の承認を受けようとする者（以下「資格承認

申請人」という。）は、企画財政部長官に次の各号に掲げる書類を添付した申請書を提出しなければならない。

- 1 原資格国において税務専門家の資格を取得したことを証明する書類
 - 2 原資格国において3年以上税務専門家の業務に従事した経験を有する者であることを証明する書類
 - 3 第4条の規定による税務士の欠格事由に該当せず、誠実かつ適正に職務を遂行する意思及び能力があることを誓約する書類
 - 4 大韓民国に書類等の送達を受ける場所があることを証明する書類
- ③ 第2項の規定による添付書類は、原本又は認証を受けた謄本でなければならず、韓国語で作成されていない場合には、公証人の認証を受けた韓国語翻訳本を添付しなければならない。
- ④ 原資格国の税務専門家の具体的範囲は大統領令で定める。
- ⑤ 資格の承認の申請書の作成及び提出に関する事項は企画財政部令で定める。

第19条の4（外国税務諮問士資格証の交付等）

- ① 企画財政部長官は、資格承認申請人が第19条の3の規定による書類を提出した場合には、書類の内容を確認して、異常がない場合には、資格承認申請人に外国税務諮問士資格証を交付する。
- ② 企画財政部長官は、資格承認申請人の資格の承認を拒否する場合には、遅滞なく、その旨及び事由を資格承認申請人に通知しなければならない。

第19条の5（外国税務諮問士の登録）

- ① 外国税務諮問士が第19条の7の規定による業務を行おうとする場合には、企画財政部に備えた外国税務諮問士登録簿への登録を受

けなければならない。

- ② 第1項の規定により登録を受けた外国税務諮問士は、その登録事項が変更された場合には、大統領令で定めるところにより、企画財政部長官に申告しなければならない。
- ③ 第1項の規定による登録の手続、添付書類等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第19条の6（外国税務諮問士の登録の取消し）

- ① 企画財政部長官は、外国税務諮問士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
 - 1 原資格国における税務専門家として有効な資格を喪失し、又はその資格が停止されたとき。
 - 2 第4条の規定による欠格事由に該当するとき（原資格国の法令により第4条の欠格事由に該当する場合を含む。）。
 - 3 登録申請書の記載内容又はその添付書類の重要な部分が虚偽であったとき。
 - 4 廃業申告をしたとき。
 - 5 死亡したとき。
- ② 企画財政部長官は、第1項の規定により登録を取り消した場合には、その事由を明らかにして、外国税務諮問士に通知しなければならない。

第19条の7（業務の範囲）

外国税務諮問士は、納税者等の委任を受け、次の各号に掲げる業務を遂行する。

- 1 原資格国の租税法令及び租税制度に関する相談又は諮問
- 2 大統領令で定める国際租税に関する相談又は諮問

第19条の8（外国税務諮問士の業務の遂行方式）

第19条の5の規定による登録を終えた外

国税務諮問士は、次の各号に掲げるいずれかの方式によってのみ、第19条の7の規定による業務を行うことができる。

- 1 1個の個人外国税務諮問事務所を開設し、業務を行う方式
- 2 個人外国税務諮問事務所の外国税務諮問士として雇用され、業務を行う方式
- 3 法人外国税務諮問事務所に所属し、又は雇用され、業務を行う方式
- 4 第16条の3の規定により設立された税務法人の外国税務諮問士として雇用され、業務を行う方式

第19条の9（法人外国税務諮問事務所の登録等）

- ① 外国税務法人が法人外国税務諮問事務所を開設し、第19条の7の規定による業務を遂行しようとする場合には、大統領令で定めるところにより、企画財政部長官の登録を受けなければならない。
- ② 第1項の規定により登録を受けた外国税務法人は、その登録事項が変更された場合には、大統領令で定めるところにより、企画財政部長官に申告しなければならない。
- ③ 第1項の規定による登録要件、添付書類及び登録手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第19条の10（法人外国税務諮問事務所の登録の取消し）

企画財政部長官は、第19条の9の規定により登録を受けた法人外国税務諮問事務所が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。ただし、第1号又は第2号に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 1 原資格国において外国税務法人の登録が取り消され、又は業務停止処分を受けたとき。
- 2 登録申請書又はその添付書類の重要な部分が虚偽であるとき。
- 3 第19条の7、第19条の11第3項、第19条の12、第19条の13及び第19条の14の規定により準用される第12条、第12条の2から第12条の4まで、第14条、第15条、第16条の7及び第16条の11の規定に違反したとき。

第19条の11（資格の表示）

- ① 外国税務諮問士は、職務を行うときに本人を表示する場合には、原資格国の国名に続けて税務諮問士を付加した名称を使用しなければならない。ただし、その外国税務諮問士の原資格国が州、省、自治区等、ある国の中の限定された地域である場合には、その地域が属する国の名称に続けて税務諮問士を付加した名称を使用することができる。
- ② 個人外国税務諮問事務所の名称は、原資格国、外国税務諮問士を姓名の順序により表示し、続けて税務諮問事務所としなければならない。法人外国税務諮問事務所は、原資格国、主たる事務所の名称に続けて税務諮問事務所を付加した名称を使用しなければならない。
- ③ 第2項の規定による税務諮問事務所は、一般人が容易に識別することができるよう事務所内外の適切な場所に個人又は法人に所属する外国税務諮問士の原資格国を公示しなければならない。

第19条の12（外国税務諮問士等の義務）

- ① 外国税務諮問士及び外国税務諮問士であった者又はその事務職員及び事務職員であった者は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- ② 外国税務諮問士は、次に掲げる各号の場合を除き、1年のうち180日以上大韓民国に在留しなければならない。ただし、外国税務諮問士が本人若しくは親族の傷病又はその他のやむを得ない事情により外国に在留した期間は、大韓民国に在留したものとみなす。

- 1 個人外国税務諮問事務所に雇用されている場合
- 2 法人外国税務諮問事務所に雇用されている場合
- 3 第16条の3の規定により設立された税務法人に雇用されている場合

- ③ 外国税務諮問士及び法人外国税務諮問事務所は、原資格国において税務専門家の資格が取り消され、若しくは外国税務法人の登録が取り消された場合又は業務停止処分を受けた場合には、遅滞なく、企画財政部長官に申告しなければならない。

- ④ 外国税務諮問士及び法人外国税務諮問事務所は、開業し、休業し、廃業し、又は事務所を設置し、移転し、廃止するときには、遅滞なく、企画財政部長官に申告しなければならない。

第19条の13（雇用、共同事業等の禁止）

- ① 外国税務諮問士及び法人外国税務諮問事務所は、第6条第1項の規定による登録を受けた税務士を雇用することができない。
- ② 外国税務諮問士及び法人外国税務諮問事務所は、税務士又は税務法人と第19条の7の規定による業務を共同で受任し、又は処理することができず、それにより得た報酬又は収益を分配してはならない。

第19条の14（準用規定）

外国税務諮問士又は法人外国税務諮問事務所に関しては、第6条第2項、第3項第1号及び第4項、第12条、第12条の2から

第12条の4まで、第13条第1項、第14条、第15条、第16条の2、第16条の4第2項第2号及び第3号、第16条の4第3項、第16条の7、第16条の10、第16条の11、第16条の13、第16条の15第2項、第17条、第18条第2項、第19条、第20条及び第24条の規定を準用する。

第7章 補則

第20条（業務の制限等）

- ① 第6条の規定による登録を受けた者でなければ、税務代理をすることができない。ただし、「弁護士法」第3条の規定により弁護士の職務として行う場合及び第20条の2第1項の規定による登録を受けた場合には、この限りでない。
- ② 第6条の規定による登録を受けた者以外には、税務士又はこれに類する名称を用いることができない。
- ③ 第1項の規定により税務代理をすることができない者は、税務代理業務を取り扱う意思を表示し、又は広告をしてはならない。ただし、他の法律において定めた者の業務範囲に含まれる場合には、この限りでない。

第20条の2（他の法律による税務代理）

- ① 「公認会計士法」の規定による登録を受けた公認会計士が税務代理を開始しようとする場合には、企画財政部に備えた税務代理業務登録簿に登録を受けなければならない。
- ② 第1項の規定による税務代理をする者に対しては、第1条の2、第4条、第9条から第12条まで、第12条の2から第12条の4まで、第13条から第16条まで、第16条の2、第17条（同条第1項第2号を除く。）及び第8章の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「税務士」とあるのは「公認会

計士」と、「第6条」とあるのは「第20条の2第1項」と読み替えるものとする。

- ③ 第1項の規定による登録に関しては、第6条から第8条までの規定を準用する。

第20条の3（権限の委任及び業務の委託）

- ① この法律の規定による企画財政部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより、国税庁長に委任することができる。
- ② 第5条の規定による税務士資格試験に関する企画財政部長官の業務は、大統領令で定めるところにより、資格検定等を目的として設立された法人に委託することができる。
- ③ 第6条から第8条までの規定による税務士登録に関する企画財政部長官の業務のうち、次の各号のいずれかに該当する者の税務士登録に関する業務は、大統領令で定めるところにより、韓国税務士会に委託することができる。
 - 1 第5条の規定による税務士資格試験に合格し、税務士の資格を有する者
 - 2 法律第2358号税務士法中改正法律附則第2項の規定により税務士の資格を有する者
 - 3 法律第6080号税務士法中改正法律附則第3項（法律第6837号税務士法中改正法律の規定により改正されたものをいう。）の規定により税務士の資格を有する者

第21条 削除

第8章 罰則

第22条（罰則）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。
 - 1 税務士の資格を有しない者で、税務代理

をしたもの

- 2 第11条（第16条の16第1項において準用する場合を含む。）及び第19条の12第1項の規定に違反して、職務上知り得た秘密を漏らした者

- ② 税務士として「租税犯処罰法」に規定された犯罪及び「刑法」中公務員の職務に関する罪を教唆した者は、それについて適用する当該条項の刑期又は罰金にその3分の1まで加重して罰する。

第22条の2（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1 第12条の3（第16条の16第1項及び第19条の14において準用する場合を含む。）の規定に違反して、名義等を貸与した者
- 2 第16条の9第2項又は第20条第2項（第19条の14において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録をせずに税務法人、税務士又はこれに類似する名称を使用した者
- 3 第17条（第19条の14において準用する場合を含む。）の規定による職務停止命令又は登録を拒否された者であって、その職務停止期間又は登録の拒否期間中に税務代理を遂行したもの
- 4 この法律の規定により税務代理をすることができる者であって、第6条又は第20条の2第1項の規定に違反して、登録をせずに税務代理を遂行したもの

- 5 原資格国の税務専門家として第19条の3の規定による資格の承認を受けず、又は第19条の5の規定による登録をせず、第19条の7の規定による業務を遂行した者

第23条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、200万ウォン以下の罰金に処する。

- 1 事務所設置に関する事項に違反する等、第13条（第19条の14において準用する場合を含む。）に違反した者
- 2 第15条（第16条の16第1項及び第19条の14において準用する場合を含む。）の規定に違反して、係争権利を譲り受けた者
- 3 第16条の規定に違反して、公務員を兼ね、又は営利業務に従事した者
- 4 第16条の12の規定に違反して、競業をした者
- 5 第20条第3項（第19条の14において準用する場合を含む。）の規定に違反して、表示又は広告をした者

第24条（両罰規定）

税務法人の社員、所属税務士又はその他の従業員が当該税務法人の業務に関し第22条、第22条の2第1号、第2号又は第23条第2号のいずれかに該当する違反行為をした場合には、その行為者を罰する以外にその税務法人にも当該条項の罰金刑を科す。ただし、税務法人がその違反行為を防止するため、当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。

（きくち ゆうじ）